平成29年第１回神奈川県議会定例会議案

（平成28年度　条例その他）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第158号議案	神奈川県スポーツ推進条例	1
定県第159号議案	神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例	5
定県第160号議案	神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例を廃止する条例	7
定県第161号議案	監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	8
定県第162号議案	教育委員会委員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例	9
定県第163号議案	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	12
定県第164号議案	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	14
定県第165号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	15
定県第166号議案	学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	65
定県第167号議案	任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	88
定県第168号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	90
定県第169号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	91
定県第170号議案	神奈川県県税条例等の一部を改正する条例	109
定県第171号議案	地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	117
定県第172号議案	神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	118
定県第173号議案	工事請負契約の締結について（分庁舎新築工事（機械）請負契約）	121
定県第174号議案	工事請負契約の締結について（分庁舎新築工事（電気）請負契約）	122
定県第175号議案	工事請負契約の締結について（相原高校新築工事（建築－第１工区）請負契約）	123
定県第176号議案	工事請負契約の締結について（相原高校新築工事（建築－第２工区）請負契約）	124
定県第177号議案	工事請負契約の締結について（相原高校新築工事（電気）請負契約）	125
定県第178号議案	工事請負契約の変更について（新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約）	126
定県第179号議案	工事請負契約の変更について（新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約）	127
定県第180号議案	工事請負契約の変更について（本庁庁舎電気設備改修工事請負契約）	128

番　　号	件　　名	ページ
定県第181号議案	工事請負契約の変更について（新庁舎改修及び増築工事（空調）請負契約）	129
定県第182号議案	工事請負契約の変更について（大磯警察署新築工事（建築）請負契約）	130
定県第183号議案	工事委託協定の変更について（神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定）	131
定県第184号議案	建設事業等に対する市町負担金について	132
定県第185号議案	訴訟の提起について	134
定県第186号議案	訴訟の提起について	135
県報第2号	専決処分について承認を求めること（平成28年度神奈川県一般会計補正予算（第6号））	136
県報第3号	専決処分について承認を求めること（平成28年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号））	141
県報第4号	専決処分について承認を求めること（平成28年度神奈川県水道事業会計補正予算（第1号））	143
県報第5号	専決処分について承認を求めること（平成28年度神奈川県電気事業会計補正予算（第1号））	145

定県第158号議案

神奈川県スポーツ推進条例

（目的）

第１条　この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　スポーツ　心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。

⑵　スポーツ団体　スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

（基本理念）

第３条　スポーツは、県民の誰もが生涯にわたり自主的かつ自律的にその適性、運動機能及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨とし、県民がその関心、目的等に応じ、スポーツを観覧し、及び支えることができるよう配慮をしつつ、推進されなければならない。

２　スポーツの推進に関する施策は、スポーツが心身の成長の過程にある子どもにとって生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるよう、市町村、学校等と連携し、講ぜられなければならない。

３　スポーツの推進に関する施策は、県民が地域において主体的に協働することで身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

４　スポーツの推進に関する施策は、スポーツを行う者の安全の確保が図られるよう講ぜられなければならない。

５　スポーツの推進に関する施策は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた適切な配慮の下に、講ぜられなければならない。

６　スポーツの推進に関する施策は、県内のスポーツ選手の競技力の向上が効果的に図られるよう講ぜられなければならない。

７　スポーツの推進に関する施策は、スポーツが県民の誰もがともに生きる社会の実現に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

８　スポーツの推進に関する施策は、スポーツが未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、地域におけるスポーツの推進に関して、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、前項の規定

による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村相互の連携を支援するものとする。

3　県は、県民、学校、スポーツ団体及び事業者と連携し、及び協働することにより、スポーツの推進に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

（推進計画）

第５条　知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　スポーツの推進に関する施策の長期的な目標

⑵　スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

⑶　前２号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

4　知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（かながわパラスポーツの普及）

第６条　県は、かながわパラスポーツ（県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えることをいう。以下同じ。）に関する行事の実施その他かながわパラスポーツの普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

（子どものスポーツの推進）

第７条　県は、自立心、向上心及び他者を尊重し協同する精神の涵（かん）養、公正さ及び規律を尊ぶ態度の育成その他の子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、市町村、学校、スポーツ団体、家庭及び地域社会と連携し、学校における体育及び運動部活動等の充実に向けた教員等の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の子どものスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

（地域におけるスポーツの推進）

第８条　県は、県民が地域において身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブ（住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）及び地域におけるスポーツを支える人材の育成、スポーツの場の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（自然環境を活用したスポーツの推進）

第９条　県は、神奈川の海、山、川、湖等の豊かな自然環境の保全に留意しつつ、これを活用したスポーツを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（安心してスポーツができる環境の整備）

第10条　県は、県民が安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識及びスポーツ医科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学そ

の他のスポーツに関する諸科学をいう。以下同じ。）の知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者のスポーツの推進）

第11条　県は、市町村、スポーツ団体等と協力し、障害者がスポーツに参加する機会の提供、障害者のスポーツを支える人材の育成、障害者のスポーツについての理解の促進その他の障害者のスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

（競技力の向上）

第12条　県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手、スポーツの指導者及びスポーツ団体の計画的な育成、スポーツ医科学の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（拠点施設の整備等）

第13条　県は、県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるようにするとともに、障害者のスポーツの推進及び競技力の向上を図るため、拠点となるスポーツ施設の整備及び管理、運用その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民スポーツ月間）

第14条　県は、県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深めることを目的として、県民スポーツ月間を設ける。

2　県民スポーツ月間は、10月とする。

3　県は、県民スポーツ月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施し、県民による主体的な取組を促進するよう努めるものとする。

（顕彰）

第15条　県は、スポーツで優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

（調査研究及び情報提供）

第16条　県は、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対する情報提供を行うものとする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行後最初に定められる推進計画については、第５条第３項の規定により神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴いたものとみなす。

3　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、基本理念、県の責務、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第159号議案

神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は、県が依頼を受けて行う工芸品の加工等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第２条　知事は、工芸品の加工若しくは製作又は図案若しくは意匠の調整を依頼しようとする者から、別表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

２　前項の手数料は、前納とする。ただし、手数料をあらかじめ定め難いときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第３条　前条第１項の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

２　神奈川県産業技術センター手数料及び使用料徴収条例（平成７年神奈川県条例第８号）は、廃止する。

別表（第２条関係）

種　　別	金　　額
加工又は製作	次に掲げる額を合算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） １　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ⑴　加工又は製作に要する時間が30分以内の場合　1,275円 ⑵　加工又は製作に要する時間が30分を超える場合　1,275円に、最初の30分を超える時間15分までごとにつき638円を加えた額 ２　原材料に係る実費を基準として知事が定める額 ３　機器の使用に係る実費を基準として知事が定める額
図案又は意匠の調整（平面）	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） １　図案又は意匠の調整に要する時間が30分以内の場合　1,470円 ２　図案又は意匠の調整に要する時間が30分を超える場合　1,470円に、最初の30分を超える時間15分までごとにつき735円を加えた額

図案又は意匠の調整（立体）	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 1　図案又は意匠の調整に要する時間が30分以内の場合　1,575円 2　図案又は意匠の調整に要する時間が30分を超える場合　1,575円に、最初の30分を超える時間15分までごとにつき788円を加えた額

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県が依頼を受けて行う工芸品の加工等に係る手数料の徴収について所要の定めをするとともに、神奈川県産業技術センター手数料及び使用料徴収条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第160号議案

神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例を廃止する条例

神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例（平成25年神奈川県条例第46号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

森林整備加速化・林業再生事業の実施期間が満了することに伴い、神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第161号議案

監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第２号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号ウ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第２条　監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項第１号ア中「100分の150」を「100分の155」に改め、同号イ中「100分の90」を「100分の93」に改め、同号ウ中「100分の45」を「100分の46.5」に改め、同項第２号ア中「100分の175」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の102」に改め、同号ウ中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の監査委員の給与等に関する条例第６条第２項第２号の規定は、平成28年12月１日から適用する。ただし、第２条及び次項の規定は、平成29年４月１日から施行する。

２　第２条の規定による改正後の監査委員の給与等に関する条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正前の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の同条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

監査委員の期末手当等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第162号議案

教育委員会委員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

（教育委員会委員の報酬等に関する条例の一部改正）

第１条　教育委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（公安委員会委員の報酬等に関する条例の一部改正）

第２条　公安委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第３条　神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例（昭和26年神奈川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（人事委員会委員の給与等に関する条例の一部改正）

第４条　人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例の一部改正）

第６条　海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例の一部改正）

第７条　内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を

「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

（選挙管理委員等の報酬等に関する条例の一部改正）

第８条　選挙管理委員等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

食　事　料 （１夜につき）	旅行雑費 （１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を「

食　事　料 （１夜につき）
3,300円

」に改める。

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

旅行雑費に関する規定について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第163号議案

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号ウ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第２条　知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号ア中「100分の150」を「100分の155」に改め、同号イ中「100分の90」を「100分の93」に改め、同号ウ中「100分の45」を「100分の46.5」に改め、同項第２号ア中「100分の175」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の102」に改め、同号ウ中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号ウ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第４条　教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号ア中「100分の150」を「100分の155」に改め、同号イ中「100分の90」を「100分の93」に改め、同号ウ中「100分の45」を「100分の46.5」に改め、同項第２号ア中「100分の175」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の102」に改め、同号ウ中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

（公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第２号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号ウ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第６条　公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項第１号ア中「100分の150」を「100分の155」に改め、同号イ中「100分の90」を「100分の93」に改め、同号ウ中「100分の45」を「100分の46.5」に改め、同項第２号ア中「100分の175」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の102」に改め、同号ウ中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

（特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正）

第７条　特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号ウ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第８条　特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号ア中「100 分の 150 」を「100 分の 155 」に改め、同号イ中「100 分の90」を「100 分の93」に改め、同号ウ中「100 分の45」を「100 分の46.5」に改め、同項第２号ア中「100 分の 175 」を「100 分の 170 」に改め、同号イ中「100 分の 105 」を「100 分の 102 」に改め、同号ウ中「100 分の52.5」を「100 分の51」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行し、第１条、第３条、第５条及び第７条の規定による改正後の各条例の規定は、平成28年12月１日から適用する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、平成29年４月１日から施行する。

2　第１条、第３条、第５条及び第７条の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、これらの規定による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事等の期末手当について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第164号議案

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第２号ア中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改め、同号イ中「100分の130.5」を「100分の136.5」に改め、同号ウ中「100分の65.25」を「100分の68.25」に改める。

第２条　県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項第１号ア中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同号イ中「100分の121.5」を「100分の124.5」に改め、同号ウ中「100分の60.75」を「100分の62.25」に改め、同項第２号ア中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改め、同号イ中「100分の136.5」を「100分の133.5」に改め、同号ウ中「100分の68.25」を「100分の66.75」に改める。

別表中

「

食　事　料（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	
	県内旅行	県外旅行
3,300円	200円	1,200円

」を「

食　事　料（１夜につき）
3,300円

」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第７条第２項第２号の規定は、平成28年12月１日から適用する。ただし、第２条及び次項の規定は、平成29年４月１日から施行する。

２　第２条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正前の県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の同条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県議会議員の期末手当等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第165号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第１号ア中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同号イ中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改め、同項第２号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第１から別表第10の２までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表 ⑴

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,300
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	557,600
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	558,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	560,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,100	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,800	

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,100	524,700	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,800	525,600	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,500	526,500	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	466,300	527,300	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	467,100	528,200	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	467,800		
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	468,600		
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	469,200		
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	469,900		
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,900			
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,600			
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	441,300			
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,500	442,100			
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	401,200	442,700			
再任用職員以外の職員	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	401,900	443,500			
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	402,600	444,300			
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	403,100	444,900			
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	403,700	445,500			
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	404,300	446,200			
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	404,900	447,000			
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	405,500	447,800			
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	406,000	448,400			
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	406,700	449,100			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	407,300	449,800			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	407,800	450,500			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	408,100	451,300			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	408,700				
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	409,400				
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	409,900				
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	410,400				
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	411,100				
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	411,800				
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	412,500				
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	412,900				
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,300	413,600				
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	388,000	414,300				
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	388,500	415,000				

	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,800	415,500					
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	389,500	416,200					
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	390,200	416,900					
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	390,900	417,600					
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	391,400	418,100					
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	392,100	418,800					
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	392,800	419,500					
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	393,400	420,200					
	85	242,100	291,300	338,300	377,000	393,900	420,700					
	86	242,800	291,600	338,700	377,600	394,500	421,400					
	87	243,500	291,900	339,200	378,200	395,100	422,100					
	88	244,200	292,300	339,600	378,800	395,700	422,800					
	89	244,900	292,600	339,900	379,400	396,400	423,300					
	90	245,400	293,000	340,300	380,000	397,000	424,000					
	91	245,800	293,300	340,800	380,600	397,600	424,700					
	92	246,300	293,700	341,200	381,200	398,200	425,400					
	93	246,600	293,800	341,400	381,900	398,900	425,900					
	94		294,000	341,800	382,500	399,500						
	95		294,400	342,300	383,100	400,100						
	96		294,800	342,700	383,700	400,700						
	97		295,000	342,800	384,400	401,400						
	98		295,300	343,300	385,000	402,000						
	99		295,700	343,700	385,600	402,600						
	100		296,100	344,000	386,200	403,200						
	101		296,300	344,300	386,900	403,900						
	102		296,600	344,700	387,500							
	103		297,000	345,100	388,100							
	104		297,300	345,500	388,700							
	105		297,500	346,000	389,400							
	106		297,800	346,400								
	107		298,200	346,800								
	108		298,500	347,200								
	109		298,700	347,700								
	110		299,100	348,100								
	111		299,500	348,400								
	112		299,800	348,700								
	113		299,900	349,200								
	114		300,200									
	115		300,500									
	116		300,900									

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	234,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

行　政　職　給　料　表 ⑵

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600

再任用職員以外の職員	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	334,000
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	335,200
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	336,200
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	337,400
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	338,600
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	339,800
	45	184,500	228,400	256,200	293,400	340,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	341,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	342,800
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	343,900
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	345,000
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	345,900
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	346,900
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	347,900
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	348,800
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	350,400
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	352,500
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	354,700
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	356,900
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	357,900
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	358,800
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	359,800
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	360,900
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	362,000
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	363,000
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	364,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	365,000
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	365,900
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	366,900
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	367,900
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	369,000
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	370,000
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	371,100
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	372,200
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	373,000
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	374,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	375,000
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	376,000

	77	213,100	255,000	286,900	313,400	376,800
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	377,800
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	378,800
	80	214,900	256,400	288,300	314,400	379,800
	81	215,600	256,700	288,700	314,800	380,500
	82	216,100	257,000	289,100	315,200	381,400
	83	216,700	257,300	289,600	315,600	382,300
	84	217,400	257,600	290,100	316,000	383,200
	85	218,000	257,800	290,500	316,300	384,100
	86	218,600	258,000	291,100	316,700	385,100
	87	219,100	258,300	291,700	317,000	386,100
	88	219,800	258,600	292,300	317,300	387,000
	89	220,300	258,800	292,600	317,600	387,900
	90	220,900	259,000	293,100	318,000	388,700
	91	221,500	259,400	293,600	318,300	389,500
	92	222,000	259,600	294,000	318,700	390,300
	93	222,400	259,900	294,400	318,900	390,800
	94	222,900	260,300	294,900	319,200	391,600
	95	223,400	260,600	295,400	319,500	392,400
	96	223,900	260,900	295,900	319,900	393,200
	97	224,500	261,100	296,200	320,200	393,800
	98	225,000	261,400	296,600	320,500	394,500
	99	225,500	261,600	297,100	320,800	395,300
	100	226,000	261,900	297,600	321,100	396,100
	101	226,400	262,200	298,000	321,400	396,800
	102	226,900	262,400	298,400		397,600
	103	227,500	262,700	298,700		398,300
	104	228,100	263,000	299,000		399,100
	105	228,500	263,200	299,300		399,700
	106	229,000	263,400	299,700		400,300
	107	229,500	263,700	300,100		400,900
	108	229,900	263,900	300,500		401,400
	109	230,100	264,200	300,800		401,900
	110	230,500	264,500	301,200		402,500
	111	231,000	264,800	301,600		403,100
	112	231,500	265,000	302,000		403,700
	113	231,800	265,200	302,200		404,200
	114	232,300	265,500	302,500		
	115	232,800	265,700	302,900		
	116	233,300	265,900	303,200		

	117	233,600	266,200	303,500		
	118	234,000	266,500	303,900		
	119	234,400	266,800	304,200		
	120	234,800	267,100	304,500		
	121	235,200	267,200	304,700		
	122		267,500	305,100		
	123		267,800	305,400		
	124		268,100	305,700		
	125		268,200	305,900		
	126		268,500	306,300		
	127		268,800	306,600		
	128		269,100	306,900		
	129		269,200	307,100		
	130		269,500	307,400		
	131		269,800	307,800		
	132		270,100	308,200		
	133		270,200	308,400		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,000	180,600	197,000	207,100	271,300	290,800	345,900	380,700
	2	166,700	182,400	199,600	209,100	272,700	292,800	348,100	382,900
	3	168,500	184,200	202,100	211,100	274,100	294,900	350,400	385,000
	4	170,200	186,000	204,700	213,100	275,500	297,200	352,600	387,100
	5	171,700	187,900	207,100	215,100	276,800	299,000	354,600	388,900
	6	173,800	190,200	209,100	217,100	278,200	301,200	356,700	390,900
	7	176,000	192,500	211,100	219,100	279,500	303,300	358,900	392,700
	8	178,300	194,800	213,100	221,000	281,000	305,500	361,100	394,500
	9	180,600	197,000	215,100	223,100	282,200	307,500	363,000	396,300
	10	182,400	199,600	217,100	224,900	284,100	309,700	365,200	398,300
	11	184,200	202,100	219,100	226,700	286,100	312,000	367,300	400,300
	12	186,000	204,700	221,000	228,500	288,100	314,100	369,500	402,400
	13	187,900	207,100	223,100	230,400	290,000	316,200	371,500	404,100
	14	190,200	209,100	224,900	232,300	292,000	318,500	373,600	406,200
	15	192,500	211,100	226,700	234,200	293,800	320,700	375,800	408,200
	16	194,800	213,100	228,500	236,100	295,700	322,900	377,900	410,300
	17	197,000	215,100	230,400	237,700	297,500	324,800	379,600	412,000
	18	199,600	217,100	232,300	239,800	299,300	327,100	381,600	414,300
	19	202,100	219,100	234,200	242,100	301,200	329,200	383,600	416,800
	20	204,600	221,000	236,100	244,400	303,000	331,500	385,600	419,200
	21	206,900	223,100	237,700	246,600	304,800	333,500	388,900	421,600
	22	208,700	224,900	239,500	248,400	307,700	335,500	390,900	423,400
	23	210,500	226,700	241,300	250,200	310,500	337,600	392,700	425,300
	24	212,300	228,500	243,100	252,000	313,300	339,600	394,500	427,200
	25	214,200	230,400	244,700	254,000	316,200	341,600	396,300	429,000
	26	216,100	232,300	246,100	255,800	318,500	343,700	398,300	430,700
	27	218,000	234,200	247,300	257,400	320,700	345,700	400,300	432,300
	28	219,800	236,100	248,600	259,100	322,900	347,700	402,400	433,800
	29	221,500	237,700	249,900	260,600	324,800	349,700	404,100	435,400
	30	223,300	239,500	251,200	262,200	327,100	351,800	406,200	437,100
	31	225,100	241,300	252,500	263,500	329,200	353,800	408,200	438,700
	32	226,900	243,100	253,700	264,900	331,500	355,900	410,300	440,300
	33	228,600	244,700	254,900	266,500	333,500	357,500	412,000	441,400
	34	230,300	246,100	256,000	267,900	335,500	359,900	413,700	443,000
	35	232,000	247,300	257,300	269,000	337,600	362,500	415,400	444,800
	36	233,700	248,600	258,400	270,300	339,600	365,200	417,000	446,600

	37	235,200	249,900	259,100	271,300	341,600	367,800	418,700	448,200
	38	237,400	251,200	260,300	272,700	343,700	369,900	420,300	450,000
	39	239,800	252,500	261,400	274,100	345,700	371,800	421,700	451,800
	40	242,200	253,700	262,600	275,500	347,700	374,200	423,200	453,500
	41	244,700	254,900	263,500	276,800	349,700	376,100	424,500	455,100
	42	246,100	256,000	264,700	278,200	351,800	378,200	425,900	456,800
	43	247,300	257,300	265,700	279,500	353,800	380,300	427,400	458,400
	44	248,600	258,400	266,700	281,000	355,900	382,300	429,000	460,200
	45	249,900	259,100	267,900	282,200	357,500	384,200	430,300	461,700
	46	251,200	260,300	269,300	284,100	359,500	386,300	432,000	463,100
	47	252,500	261,400	270,600	286,100	361,400	388,400	433,700	464,600
	48	253,700	262,600	271,800	288,100	363,500	390,300	435,300	465,900
	49	254,900	263,500	272,900	290,000	365,400	392,000	436,700	467,100
	50	256,000	264,700	275,000	292,000	367,500	393,500	438,400	467,800
	51	257,300	265,700	277,100	293,800	369,500	394,800	440,100	468,500
	52	258,400	266,700	279,200	295,700	371,500	396,200	441,700	469,200
	53	259,100	267,900	281,200	297,500	373,500	397,400	443,100	469,700
	54	260,300	269,300	283,300	299,300	375,600	398,500	443,800	470,500
	55	261,400	270,600	285,500	301,200	377,700	399,500	444,500	471,200
	56	262,600	271,800	287,600	303,000	379,700	400,500	445,200	471,800
	57	263,500	272,900	290,000	304,800	381,400	401,700	445,600	472,200
	58	264,700	274,400	292,000	306,700	383,100	402,900	446,200	472,900
	59	265,700	275,900	293,800	308,600	384,700	404,000	446,900	473,700
	60	266,700	277,500	295,700	310,300	386,400	405,200	447,500	474,500
	61	267,900	279,300	297,500	312,200	387,800	406,500	448,300	475,000
	62	269,300	281,000	299,300	314,000	388,800	408,700	449,000	475,800
	63	270,600	282,700	301,200	315,900	389,800	411,100	449,500	476,600
	64	271,800	284,200	303,000	317,800	390,800	413,400	450,000	477,200
	65	272,900	285,700	304,800	319,500	392,100	415,700	450,600	477,800
	66	274,400	287,500	306,700	321,400	393,200	417,200	451,100	
	67	275,900	289,200	308,600	323,300	394,300	418,700	451,800	
	68	277,500	290,900	310,300	325,100	395,500	420,200	452,500	
	69	279,300	292,500	312,200	326,700	396,800	421,700	453,200	
	70	281,000	294,200	314,000	328,300	397,600	423,000	453,900	
	71	282,700	296,000	315,900	329,800	398,400	424,300	454,600	
	72	284,200	297,800	317,800	331,500	399,100	425,500	455,100	
	73	285,700	299,200	319,500	333,100	399,600	426,500	455,700	
	74	287,500	301,000	321,400	334,800	401,000	427,200	456,300	
	75	289,200	302,800	323,300	336,600	402,700	428,000	457,000	
	76	290,900	304,500	325,100	338,400	404,300	428,800	457,700	

	77	292,500	306,000	326,700	339,500	406,100	429,300	458,400	
	78	294,200	307,700	328,300	341,200	406,900	429,900	459,100	
	79	296,000	309,200	329,800	342,800	407,700	430,700	459,800	
	80	297,800	310,900	331,500	344,400	408,400	431,500	460,500	
	81	299,200	312,400	333,100	346,000	409,300	431,900	461,100	
	82	301,000	313,800	334,800	347,700	410,000	432,600		
	83	302,800	315,300	336,600	349,400	410,700	433,300		
	84	304,500	316,800	338,400	351,100	411,300	433,900		
	85	306,000	317,700	339,500	352,700	412,000	434,500		
	86	307,700	319,300	341,200	354,300	412,400	435,100		
	87	309,200	320,800	342,800	355,900	413,000	435,600		
	88	310,900	322,500	344,400	357,500	413,600	436,200		
	89	312,400	324,300	346,000	358,700	414,000	436,700		
	90	313,800	326,000	347,700	360,100	414,600	437,300		
	91	315,300	327,600	349,400	361,400	415,100	437,800		
	92	316,800	329,200	351,100	362,800	415,600	438,400		
	93	317,700	330,900	352,700	364,000	416,100	438,900		
再任用職員以外の職員	94	319,300	332,600	354,300	365,200	416,700	439,500		
	95	320,800	334,200	355,900	366,500	417,100	440,100		
	96	322,500	335,900	357,500	367,800	417,600	440,400		
	97	324,300	337,300	358,700	369,100	418,000	441,100		
	98	326,000	338,800	360,100	370,300	418,300	441,600		
	99	327,600	340,300	361,400	371,500	418,800	442,200		
	100	329,200	341,800	362,800	372,700	419,400	442,800		
	101	330,900	343,100	364,000	373,900	419,800	443,400		
	102	332,600	344,300	365,200	375,100	420,400	444,000		
	103	334,200	345,600	366,500	376,200	421,000	444,600		
	104	335,900	346,900	367,800	377,400	421,300	445,200		
	105	337,300	348,300	369,100	378,700	421,800	445,900		
	106	338,800	349,800	370,300	379,200	422,300	446,500		
	107	340,300	351,300	371,500	379,800	422,900	447,100		
	108	341,800	352,800	372,700	380,400	423,500	447,700		
	109	343,100	354,100	373,900	381,100	424,000	448,400		
	110	344,300	355,300	375,100	382,700	424,600			
	111	345,600	356,400	376,200	384,200	425,200			
	112	346,900	357,600	377,400	385,800	425,800			
	113	348,300	358,700	378,500	387,200	426,400			
	114	349,800	359,800	379,100	388,400	427,000			
	115	351,300	360,900	379,600	389,800	427,600			
	116	352,800	362,100	380,200	390,800	428,200			

	117	354,100	363,300	380,800	392,100	428,800			
	118	355,100	363,800	381,400	393,200				
	119	356,000	364,400	382,000	394,300				
	120	357,100	365,000	382,600	395,500				
	121	358,000	365,600	382,900	396,800				
	122	358,500	366,100	383,400	397,600				
	123	359,000	366,600	384,000	398,400				
	124	359,500	367,100	384,500	399,100				
	125	359,800	367,500	384,900	399,600				
	126		367,900	385,300	400,300				
	127		368,500	385,900	401,000				
	128		369,000	386,400	401,700				
	129		369,400	386,800	402,000				
	130		369,900	387,300	402,700				
	131		370,500	387,900	403,400				
	132		371,000	388,400	404,000				
	133		371,100	388,700	404,400				
	134		371,700	389,100	404,900				
	135		372,200	389,600	405,500				
	136		372,600	389,900	406,000				
	137		373,100	390,200	406,500				
	138		373,600	390,700	406,900				
	139		374,100	391,200	407,400				
	140		374,600	391,700	407,900				
	141		374,900	392,000	408,400				
	142		375,400	392,500	408,900				
	143		375,900	393,000	409,500				
	144		376,400	393,500	410,000				
	145		376,700	393,800	410,400				
	146		377,200	394,300	411,000				
	147		377,600	394,800	411,500				
	148		378,000	395,300	411,700				
	149		378,300	395,700	412,100				
	150		378,800	396,200	412,600				
	151		379,300	396,600	413,200				
	152		379,800	397,100	413,700				
	153		380,100	397,500	414,300				
	154		380,600	398,000	414,900				
	155		381,100	398,500	415,500				
	156		381,600	399,000	416,100				

	157		381,900	399,300	416,700				
	158			399,800	417,300				
	159			400,300	417,900				
	160			400,800	418,500				
	161			401,100	419,100				
	162			401,600	419,700				
	163			402,100	420,300				
	164			402,600	420,900				
	165			402,900	421,500				
	166			403,400	422,100				
	167			403,900	422,700				
	168			404,400	423,300				
	169			404,700	423,900				
	170			405,200					
	171			405,700					
	172			406,200					
	173			406,500					
再任用職員		252,400	256,500	272,200	287,800	304,300	318,400	377,100	408,700

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第４（第３条関係）

海　事　職　給　料　表 ⑴

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100

	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700
	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200
	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500
再任用職員以外の職員	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200
	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500
	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100
	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,700
	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500	492,300
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200	492,900
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900	493,500
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300	493,900
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,700	
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	447,400	
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	448,100	
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	448,400	
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	449,100	
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	449,800	
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	450,400	
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	450,800	
	70			368,600	421,200	451,300	
	71			369,000	421,800	451,800	
	72			369,300	422,400	452,500	
	73			369,800	422,900	452,800	
	74			370,000	423,500		
	75			370,500	424,000		
	76			371,000	424,600		

	77			371,400	425,100		
	78			371,900	425,700		
	79			372,400	426,400		
	80			372,900	427,000		
	81			373,400	427,300		
	82			373,800	427,900		
	83			374,300	428,600		
	84			374,800	429,200		
	85			375,200	429,600		
	86			375,700	430,100		
	87			376,100	430,800		
	88			376,600	431,500		
	89			377,100	431,700		
	90			377,600	432,200		
	91			378,100	432,700		
	92			378,600	433,200		
	93			378,900	433,800		
	94			379,300			
	95			379,800			
	96			380,200			
	97			380,700			
	98			381,000			
	99			381,500			
	100			381,900			
	101			382,500			
再任用職員		219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第５（第３条関係）

海　事　職　給　料　表 ⑵

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600
	2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000
	3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400
	4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800
	5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100
	6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400
	7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700
	8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000
	9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400
	10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600
	11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700
	12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900
	13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000
	14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000
	15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800
	16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800
	17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700
	18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700
	19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500
	20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200
	21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100
	22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900
	23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000
	24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000
	25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700
	26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500
	27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300
	28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100
	29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000
	30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900
	31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700
	32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300
	33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200
	34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100
	35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000
	36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800

再任用職員以外の職員	37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600
	38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500
	39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400
	40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300
	41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900
	42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800
	43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600
	44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400
	45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300
	46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100
	47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900
	48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700
	49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300
	50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800
	51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400
	52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000
	53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400
	54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000
	55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600
	56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200
	57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500
	58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100
	59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700
	60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300
	61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500
	62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900
	63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200
	64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700
	65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900
	66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300
	67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700
	68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100
	69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600
	70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000
	71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400
	72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900
	73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500
	74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000
	75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500
	76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900

	77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200
	78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600
	79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000
	80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,500
	81	249,900	288,600	323,500	332,500	349,000
	82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,400
	83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,900
	84	251,000	290,300	324,500	333,600	350,300
	85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,800
	86		291,000	325,000	334,200	351,300
	87		291,400	325,200	334,600	351,800
	88		291,800	325,500	335,000	352,300
	89		292,000	325,800	335,200	352,800
	90		292,400	326,100	335,500	353,300
	91		292,800	326,300	335,800	353,800
	92		293,100	326,600	336,200	354,300
	93		293,300	326,800	336,600	354,800
	94		293,700	327,000	336,800	355,300
	95		294,100	327,400	337,100	355,800
	96		294,500	327,800	337,500	356,300
	97		294,700	328,000	337,900	356,800
	98		294,900	328,300	338,300	
	99		295,100	328,700	338,700	
	100		295,400	329,100	339,000	
	101		295,800	329,200	339,300	
	102		296,100	329,400	339,700	
	103		296,300	329,600	340,000	
	104		296,500	329,900	340,300	
	105		296,800	330,200	340,700	
	106			330,500	341,000	
	107			330,700	341,300	
	108			331,000	341,500	
	109			331,300	341,800	
	110			331,600		
	111			331,900		
	112			332,200		
	113			332,400		
再任用職員		214,300	228,800	230,800	252,900	281,400

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表⑴の適用を受ける者を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第６（第３条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900
	26	274,500	332,500	383,500	461,100
	27	277,000	334,700	385,400	463,200
	28	279,700	337,200	387,300	465,400
	29	282,600	339,600	389,200	467,500
	30	285,000	341,800	390,900	469,800
	31	287,200	343,900	392,600	472,000
	32	289,600	345,800	394,300	474,100
	33	292,100	348,000	396,100	476,000
	34	294,300	350,300	397,900	478,100
	35	296,800	352,600	399,500	480,400
	36	299,100	354,800	401,300	482,600

再任用職員以外の職員	37	301,600	356,700	402,500	484,700
	38	303,300	358,700	404,100	486,700
	39	305,000	360,800	405,700	488,600
	40	306,700	362,700	407,200	490,500
	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400
	43	310,300	368,300	411,500	496,100
	44	311,200	370,100	413,100	498,000
	45	312,100	372,100	414,500	499,900
	46	313,200	373,900	416,100	501,700
	47	314,100	375,500	417,500	503,500
	48	315,200	377,300	419,100	505,400
	49	316,200	379,000	420,500	507,100
	50	317,300	380,600	421,800	508,800
	51	318,200	382,400	423,100	510,600
	52	319,100	384,100	424,400	512,500
	53	320,300	385,300	425,100	514,100
	54	321,300	386,800	426,100	515,700
	55	322,400	388,200	427,000	517,400
	56	323,400	389,800	427,900	519,000
	57	324,400	391,200	428,800	520,600
	58	325,500	392,600	429,700	521,900
	59	326,600	393,900	430,600	523,200
	60	327,600	395,400	431,500	524,400
	61	328,600	396,700	432,400	525,600
	62	329,600	398,100	433,300	526,600
	63	330,700	399,600	434,300	527,600
	64	331,800	401,100	435,400	528,600
	65	332,700	402,100	436,300	529,200
	66	333,800	403,200	437,300	530,100
	67	334,600	404,200	438,300	531,000
	68	335,700	405,300	439,200	531,900
	69	336,500	406,300	440,200	532,800
	70	337,600	407,200	441,200	533,600
	71	338,600	408,000	442,100	534,400
	72	339,700	408,800	443,100	535,100
	73	340,200	409,600	444,100	536,000
	74	341,200	410,500	445,000	536,800
	75	342,200	411,300	445,900	537,700
	76	343,200	412,100	446,900	538,600

	77	344,200	412,800	447,700	539,500
	78	345,200	413,200	448,200	540,400
	79	346,100	413,700	448,900	541,300
	80	347,000	414,300	449,500	542,200
	81	348,000	414,600	450,300	543,000
	82	349,000	415,200	451,000	543,900
	83	350,000	415,700	451,300	544,800
	84	351,000	416,300	451,900	545,700
	85	351,600	416,600	452,400	546,500
	86	352,200	417,100	453,000	
	87	352,800	417,600	453,700	
	88	353,400	418,200	454,400	
	89	354,000	418,600	454,900	
	90	354,400	419,200	455,500	
	91	354,800	419,800	456,100	
	92	355,300	420,300	456,700	
	93	355,800	420,600	457,400	
	94	356,200	421,000	458,000	
	95	356,700	421,400	458,600	
	96	357,200	421,800	459,200	
	97	357,800	422,200	459,900	
	98	358,300	422,700		
	99	358,700	423,100		
	100	359,200	423,600		
	101	359,600	424,000		
	102	360,100	424,400		
	103	360,400	424,900		
	104	360,900	425,200		
	105	361,400	425,800		
	106	361,800	426,300		
	107	362,300	426,800		
	108	362,800	427,300		
	109	363,200	427,600		
	110	363,700			
	111	364,200			
	112	364,600			
	113	365,000			
	114	365,400			
	115	365,900			
	116	366,300			

	117	366,700			
	118	367,100			
	119	367,600			
	120	368,000			
	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
	130	372,200			
	131	372,700			
	132	373,200			
	133	373,500			
	特1				706,500
	特2				761,500
	特3				818,500
	特4				895,500
	特5				965,500
再任用職員		282,000	293,000	314,900	398,900

備考　1　この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員及び神奈川県立国際言語文化アカデミア（以下「アカデミア」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の4級の特1号給から特5号給までは、大学学長等に適用する。

別表第７（第３条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700	430,400
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	433,000
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	435,500
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	438,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	440,600
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	443,200
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	445,800
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	448,300
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	450,500
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	452,800
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	455,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	457,800
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	460,300
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	462,800
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	465,300
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	467,800
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	470,100
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	472,500
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	474,900
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	477,400
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	479,800
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200	482,300
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800	484,700
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300	487,200
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500	489,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800	491,700
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300	493,900
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800	496,100
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300	497,800
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800	499,300
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300	500,900
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800	502,400
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100	504,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500	505,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900	506,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400	508,400

	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800	509,500
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300	510,700
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700	511,900
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200	513,100
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500	514,000
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,100	515,000
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	492,700	516,000
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	494,300	517,000
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	496,000	518,100
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	496,900	519,000
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	497,800	519,800
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	498,700	520,500
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	499,500	521,400
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	500,400	522,300
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	501,300	523,100
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	502,200	524,000
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	503,000	525,000
再任用職員以外の職員	54	236,700	296,500	372,800	421,400	503,900	525,900
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	504,800	526,800
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	505,700	527,600
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	506,500	528,600
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	507,400	
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	508,300	
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	509,200	
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	510,000	
	62	246,900	305,500	379,000	431,000		
	63	247,800	306,600	379,900	432,000		
	64	248,900	307,700	380,800	432,900		
	65	250,100	308,700	381,400	433,800		
	66	251,200	309,800	382,200	434,600		
	67	252,300	310,800	383,000	435,200		
	68	253,200	311,800	383,800	436,000		
	69	254,100	312,900	384,400	436,500		
	70	255,500	313,900	385,100	437,300		
	71	257,000	315,000	385,800	438,200		
	72	258,400	316,100	386,500	439,100		
	73	259,800	316,800	387,200	439,800		
	74	261,200	317,800	387,800	440,600		
	75	262,600	318,900	388,400	441,400		
	76	263,700	320,000	389,100	442,200		

	77	264,800	321,100	389,800	443,100		
	78	266,000	322,100	390,400	443,900		
	79	267,300	323,000	391,000	444,700		
	80	268,400	323,900	391,600	445,500		
	81	269,800	325,000	392,200	446,400		
	82	271,100	325,800	392,800			
	83	272,400	326,500	393,400			
	84	273,600	327,300	394,000			
	85	274,700	327,800	394,500			
	86	275,800	328,300	395,000			
	87	277,100	328,800	395,500			
	88	278,300	329,300	396,200			
	89	279,300	329,600	396,600			
	90	280,500	330,100				
	91	281,600	330,600				
	92	282,800	331,100				
	93	283,800	331,400				
	94	284,800	331,800				
	95	285,800	332,300				
	96	286,800	332,800				
	97	287,300	333,300				
	98	288,200	333,800				
	99	288,900	334,300				
	100	289,800	334,800				
	101	290,700	335,300				
	102	291,400	335,800				
	103	292,100	336,300				
	104	292,800	336,800				
	105	293,500	337,300				
	106	294,000	337,700				
	107	294,500	338,200				
	108	295,000	338,600				
	109	295,200	339,100				
	110	295,600	339,500				
	111	295,900	340,000				
	112	296,200	340,400				
	113	296,500	340,900				
	114	296,800	341,300				
	115	297,100	341,800				
	116	297,400	342,200				

	117 118 119 120 121	297,700 298,100 298,400 298,800 299,100	342,700 343,100 343,500 343,900 344,300				
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	425,300

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第８（第３条関係）

医　療　職　給　料　表 ⑴

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	244,500	329,900	395,200	470,800
	2	247,000	332,900	398,100	473,100
	3	249,500	335,800	401,000	475,300
	4	252,000	338,800	403,800	477,600
	5	254,400	341,600	406,500	479,900
	6	258,200	344,900	409,200	482,100
	7	262,000	348,000	412,000	484,300
	8	265,800	351,100	414,700	486,500
	9	269,400	354,100	417,200	488,700
	10	273,400	357,000	419,900	490,800
	11	277,400	360,100	422,600	492,900
	12	281,400	363,300	425,300	495,000
	13	285,300	366,300	427,700	497,100
	14	289,300	369,900	430,200	499,200
	15	293,200	373,200	432,700	501,300
	16	297,100	376,900	435,200	503,400
	17	300,900	380,500	437,500	505,500
	18	304,500	383,300	439,900	507,500
	19	308,000	386,100	442,300	509,500
	20	311,600	388,800	444,700	511,500
	21	315,200	391,700	446,700	513,300
	22	318,900	394,300	449,100	515,200
	23	322,400	396,900	451,500	517,100
	24	325,900	399,300	453,900	519,000
	25	329,400	401,600	456,100	520,700
	26	332,300	403,900	458,400	522,500
	27	334,900	406,200	460,600	524,300
	28	337,500	408,500	462,900	526,100
	29	340,400	410,800	465,100	527,900
	30	342,500	412,900	467,400	529,700
	31	344,700	415,000	469,700	531,500
	32	347,100	417,100	471,900	533,300
	33	349,400	419,300	474,000	535,100
	34	351,800	421,200	476,100	536,900
	35	354,100	423,200	478,200	538,700
	36	356,600	425,200	480,300	540,500

再任用職員以外の職員	37	359,000	427,200	482,400	542,200
	38	361,400	429,200	484,200	543,800
	39	363,800	431,200	486,000	545,400
	40	366,000	433,200	487,800	547,000
	41	368,300	435,200	489,500	548,600
	42	369,700	437,000	491,300	550,000
	43	371,200	438,700	493,100	551,400
	44	372,600	440,500	494,900	552,800
	45	374,200	442,400	496,500	554,000
	46	375,700	444,200	498,300	555,000
	47	377,200	446,000	500,100	556,000
	48	378,700	447,700	501,900	557,000
	49	379,900	449,600	503,500	558,100
	50	380,900	451,400	504,800	559,000
	51	381,900	453,200	506,100	559,900
	52	382,800	455,000	507,400	560,800
	53	383,900	456,900	508,600	561,700
	54	384,800	458,100	509,900	562,600
	55	385,700	459,300	511,200	563,500
	56	386,600	460,500	512,500	564,400
	57	387,500	461,700	513,700	565,300
	58	388,400	462,700	514,600	566,200
	59	389,300	463,700	515,500	567,100
	60	390,100	464,700	516,400	568,000
	61	390,900	465,600	517,300	568,900
	62	391,400	466,300	518,200	569,800
	63	391,800	467,000	519,100	570,700
	64	392,300	467,700	520,000	571,600
	65	392,600	468,400	520,900	572,500
	66		469,100	521,800	
	67		469,800	522,700	
	68		470,500	523,600	
	69		470,900	524,500	
	70		471,600	525,400	
	71		472,300	526,300	
	72		473,000	527,200	
	73		473,500	528,000	
	74		474,200	528,900	
	75		474,900	529,800	
	76		475,600	530,700	

	77		476,100	531,500	
	78		476,700	532,400	
	79		477,300	533,300	
	80		477,900	534,200	
	81		478,500	535,000	
	82		479,100	535,900	
	83		479,700	536,800	
	84		480,300	537,700	
	85		480,800	538,500	
	86		481,400	539,400	
	87		482,000	540,300	
	88		482,600	541,200	
	89		483,100	542,000	
	90		483,700	542,900	
	91		484,300	543,800	
	92		484,900	544,700	
	93		485,400	545,500	
	94		486,000		
	95		486,600		
	96		487,200		
	97		487,700		
再任用職員		296,600	339,100	393,400	466,600

備考　この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第９（第３条関係）

医　療　職　給　料　表⑵

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,500	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,100	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,700	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,300	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,800	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,400	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	194,000	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,500	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,100	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,800	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,400	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,700	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	206,000	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	208,300	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	210,600	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	212,800	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	214,600	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	216,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	218,000	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	219,700	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	221,300	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	222,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	224,500	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	225,900	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	227,500	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	229,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	230,600	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	232,000	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	233,500	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	234,900	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	236,100	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	237,800	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	239,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	240,400	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	241,800	300,700	347,500	390,500	435,000

	37	203,300	242,900	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	244,100	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	245,300	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	246,500	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	247,900	308,900	355,500	395,800	438,800
	42	209,600	248,900	310,600	356,600	396,600	439,500
	43	210,800	249,900	312,200	357,800	397,400	440,300
	44	212,000	251,000	313,900	359,000	398,200	441,100
	45	213,200	252,200	315,000	360,200	398,600	441,600
	46	214,300	253,600	316,400	361,000	399,200	442,400
	47	215,300	255,000	317,900	362,200	399,700	443,200
	48	216,400	256,500	319,500	363,300	400,400	443,800
	49	217,400	257,900	320,900	364,300	401,100	444,400
	50	218,400	259,600	322,200	365,300	401,800	445,200
	51	219,300	261,300	323,400	366,300	402,500	445,900
	52	220,300	262,900	324,700	367,300	403,000	446,700
	53	220,900	264,400	325,800	368,100	403,600	447,300
再任用職員以外の職員	54	221,800	266,200	326,800	368,900	404,200	
	55	222,500	267,900	327,900	369,800	404,800	
	56	223,500	269,600	328,900	370,700	405,400	
	57	224,200	271,100	329,400	371,200	405,900	
	58	225,100	272,800	330,300	372,000	406,600	
	59	225,800	274,500	331,100	372,800	407,200	
	60	226,600	276,100	332,000	373,600	407,800	
	61	227,500	277,800	332,800	374,000	408,100	
	62	228,300	279,400	333,100	374,700	408,600	
	63	229,200	281,100	333,700	375,400	409,300	
	64	230,300	282,800	334,400	376,100	410,000	
	65	230,900	284,300	335,000	376,500	410,300	
	66	231,700	286,000	335,700	377,100	410,900	
	67	232,500	287,700	336,400	377,800	411,500	
	68	233,300	289,300	337,100	378,400	412,100	
	69	234,000	290,700	337,800	378,800	412,500	
	70	234,700	292,300	338,300	379,300	413,100	
	71	235,400	293,700	338,900	379,800	413,700	
	72	236,000	295,300	339,500	380,300	414,300	
	73	236,700	296,700	339,800	380,900	414,700	
	74	237,500	298,200	340,400	381,400	415,300	
	75	238,300	299,600	340,900	382,000	415,900	
	76	239,000	301,100	341,500	382,600	416,500	

	77	239,600	302,300	342,000	383,100	416,900	
	78	240,200	303,500	342,500	383,600		
	79	240,800	304,700	343,000	384,100		
	80	241,400	306,100	343,400	384,600		
	81	241,700	307,400	343,700	385,000		
	82	242,100	308,600	344,000	385,600		
	83	242,500	309,900	344,400	386,200		
	84	242,900	311,100	344,700	386,800		
	85	243,300	312,500	345,200	387,500		
	86		313,300	345,500	388,100		
	87		314,100	345,800	388,700		
	88		314,900	346,100	389,300		
	89		315,500	346,500	390,000		
	90		316,200	346,800	390,600		
	91		316,900	347,200	391,200		
	92		317,500	347,500	391,800		
	93		318,200	347,900	392,500		
	94		318,400	348,200	393,100		
	95		319,000	348,500	393,700		
	96		319,600	348,800	394,300		
	97		320,200	349,100	395,000		
	98		320,700	349,500			
	99		321,200	349,900			
	100		321,700	350,300			
	101		322,300	350,800			
	102		322,800	351,200			
	103		323,200	351,600			
	104		323,700	352,000			
	105		324,200	352,500			
	106		324,600				
	107		324,800				
	108		325,200				
	109		325,600				
	110		326,000				
	111		326,400				
	112		326,800				
	113		327,100				
	114		327,300				
	115		327,700				
	116		328,000				

	117		328,200				
	118		328,500				
	119		328,800				
	120		329,100				
	121		329,300				
	122		329,600				
	123		330,000				
	124		330,200				
	125		330,300				
	126		330,600				
	127		331,000				
	128		331,200				
	129		331,400				
	130		331,800				
	131		332,200				
	132		332,600				
	133		332,800				
再任用職員		187,900	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考　この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の医療技術職員及び家畜保健衛生所等に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第10（第３条関係）

医　療　職　給　料　表⑶

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700

37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,900
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,800
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	447,200
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	448,500
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	449,400
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	450,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	410,000	450,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	411,400	451,900
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	412,900	452,800
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	414,400	453,700
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	415,900	454,600
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	417,400	455,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	418,900	456,200
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	420,400	457,000
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	421,900	457,800
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	423,200	458,700
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	424,700	459,500
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	426,100	460,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	427,400	461,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	428,500	461,900
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	429,400	462,700
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	430,300	463,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	431,000	464,300
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	431,800	465,100
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	432,700	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	433,600	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	434,500	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	435,400	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	436,200	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	436,900	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	437,700	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	438,500	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	439,300	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	440,100	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	440,900	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	441,600	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	442,400	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	443,200	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	444,000	

	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	444,700	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	387,000		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,600		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	388,200		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,700		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	389,200		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	389,800		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	390,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	391,000		
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	391,400		
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	391,900		
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	392,500		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	393,100		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	393,500		
再任用職員以外の職員	94	280,900	314,200	347,600	365,600	394,000		
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	394,500		
	96	282,800	315,500	348,900	366,300	395,000		
	97	283,600	316,200	349,300	366,900	395,600		
	98	284,400	316,500	349,700	367,400	396,100		
	99	285,000	317,100	350,200	367,900	396,600		
	100	285,900	317,800	350,600	368,400	397,100		
	101	286,700	318,200	351,100	369,000	397,700		
	102	287,500	318,800	351,500	369,500			
	103	288,300	319,400	352,000	370,000			
	104	289,100	320,000	352,400	370,400			
	105	289,800	320,400	352,700	371,000			
	106	290,300	320,900	353,200	371,500			
	107	290,800	321,400	353,600	372,000			
	108	291,300	321,900	353,900	372,500			
	109	291,500	322,300	354,400	373,100			
	110	291,800	322,700	354,900	373,500			
	111	292,000	323,000	355,400	374,000			
	112	292,400	323,300	355,900	374,500			
	113	292,700	323,700	356,400	375,100			
	114	292,900	324,100	356,900				
	115	293,300	324,500	357,400				
	116	293,600	324,800	357,800				

	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						

	157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169	305,900 306,200 306,500 306,800 307,200 307,500 307,800 308,100 308,500 308,800 309,100 309,400 309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考　この表は、社会福祉施設等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第10の２（第３条関係）

福　祉　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300

再任用職員以外の職員	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,900
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,600
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	441,300
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,500	442,100
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	401,200	442,700
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	401,900	443,500
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	402,600	444,300
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	403,100	444,900
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	403,700	445,500
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	404,300	446,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	404,900	447,000
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	405,500	447,800
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	406,000	448,400
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	406,700	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	407,300	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	407,800	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	408,100	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	408,700	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	409,400	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	409,900	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	410,400	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	411,100	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	411,800	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	412,500	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	412,900	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	413,600	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	414,300	
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	415,000	

	77	248,600	314,200	340,200	384,700	415,500	
	78	249,600	314,900	340,600	385,200	416,200	
	79	250,600	315,600	341,100	385,700	416,900	
	80	251,600	316,300	341,500	386,300	417,600	
	81	252,500	316,600	341,700	386,800	418,100	
	82	253,200	316,900	342,000	387,500	418,800	
	83	254,200	317,500	342,500	388,200	419,500	
	84	255,200	317,800	342,900	388,600	420,200	
	85	256,000	318,200	343,200	388,800	420,700	
	86	256,800	318,500	343,500	389,500	421,400	
	87	257,600	318,900	344,000	390,200	422,100	
	88	258,500	319,200	344,400	390,900	422,800	
	89	259,200	319,700	344,700	391,400	423,300	
	90	260,000	320,100	345,100	392,100		
	91	260,800	320,400	345,500	392,800		
	92	261,600	320,700	345,700	393,400		
	93	262,200	321,200	346,000	393,900		
	94	262,900	321,600	346,300	394,500		
	95	263,400	321,800	346,600	395,100		
	96	264,100	322,200	346,900	395,700		
	97	264,800	322,600	347,300	396,400		
	98	265,500	323,000	347,600	397,000		
	99	266,200	323,400	347,900	397,600		
	100	266,900	323,800	348,200	398,200		
	101	267,400	324,000	348,600	398,900		
	102	267,900	324,300		399,500		
	103	268,300	324,600		400,100		
	104	268,800	324,900		400,700		
	105	268,900	325,300		401,400		
	106	269,200	325,500		402,000		
	107	269,500	325,800		402,600		
	108	269,800	326,200		403,200		
	109	270,200	326,600		403,900		
	110	270,500	326,900				
	111	270,900	327,300				
	112	271,200	327,600				
	113	271,500	327,900				
	114	271,800	328,300				
	115	272,100	328,600				
	116	272,500	328,800				

	117	272,800	328,900				
	118	273,100	329,300				
	119	273,500	329,700				
	120	273,900	330,100				
	121	274,100	330,300				
	122	274,300	330,700				
	123	274,700	331,100				
	124	275,000	331,500				
	125	275,200	331,700				
	126	275,500	332,100				
	127	275,900	332,500				
	128	276,300	332,900				
	129	276,500	333,100				
	130	276,900					
	131	277,300					
	132	277,600					
	133	277,800					
	134	278,100					
	135	278,500					
	136	278,800					
	137	279,000					
	138	279,300					
	139	279,600					
	140	279,900					
	141	280,100					
	142	280,300					
	143	280,500					
	144	280,800					
	145	281,200					
	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

備考　この表は、社会福祉施設、保健福祉事務所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行⑴９級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第８条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項第５号中「者」の次に「（第１号から第５号までに該当する者を除く。）」を加え、同号を第６号とし、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

第８条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については7,400円（行政職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行⑴８級職員等」という。）にあつては、3,700円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち１人については１万200円（職員に配偶者がない場合にあつては、１万5,200円）とし、扶養親族たる子が２人以上ある場合についてはそのうち１人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族においては、１人につき7,000円（行⑴８級職員等にあつては、3,500円）とする。

⑴　扶養親族たる子が２人ある場合　１万1,000円

⑵　扶養親族たる子が３人以上ある場合　そのうち１人については１万1,000円、その他の子については１人につき１万2,000円

第９条第１項中「がある場合又は職員に次の」を「（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の」に、「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合」を「たる子がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」に改め、同項第１号中「場合」の次に「（行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第２号中「前条第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号」に改め、「至つた場合」の次に「及び行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第３号及び第４号中「、父母等」を削り、同条第２項中「に扶養親族」の次に「（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なつた日」の次に「、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行⑴９級以上職員等

以外の職員となつた日」を、「死亡した日」の次に「、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが行⑴９級以上職員等となつた場合においてはその職員が行⑴９級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の次に「(行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

⑶　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行⑴９級以上職員等が行⑴９級以上職員等以外の職員となつた場合

⑷　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行⑴８級職員等が行⑴８級職員等及び行⑴９級以上職員等以外の職員となつた場合

⑸　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行⑴９級以上職員等以外のものが行⑴９級以上職員等となつた場合

⑹　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行⑴８級職員等及び行⑴９級以上職員等以外のものが行⑴８級職員等となつた場合

⑺　扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

⑻　扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１項第１号に該当する場合を除く。）

第16条第２項第１号ア中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同号イ中「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、同項第２号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第122号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「100分の11.5」を「100分の11.6」に改める。

第４条　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第12条中「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」に、「100分の11.6」を「100分の11.8」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第１から別表第10の２までの規定及び第３条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の一部改正条例」という。）の規定は平成28年４月１日から、改正後の給与条例第16条第２項の規定は同年12月１日から適用する。ただし、第２条及び第４条並びに附則第３項から第５項までの規定は、平成29年４月１日から施行する。

（給与の内払）

2　改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第３条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第85号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第５項から第７項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第５項から第７項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例）

3　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間は、第２条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第２条改正後給与条例」という。）第８条第３項の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、同条第２項第１号に該当する扶養親族については、１万1,100円、同項第２号に該当する扶養親族については１人につき8,600円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち１人については9,000円、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１万3,900円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき7,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち１人については7,400円、職員に配偶者がない場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち１人については9,800円）とする。この場合において第２条改正後給与条例第８条第１項ただし書並びに第９条第３項第３号から第６号まで及び第８号の規定は適用せず、第２条改正後給与条例第９条の規定の適用については、同条第１項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「扶養親族たる子がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」とあるのは「扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合」と、同項第１号中「場合（行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同項第３号中「がある」とあるのは「又は第８条第２項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある」と、同項第４号中「がある」とあるのは「又は扶養親族たる父母等がある」と、同条第２項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行⑴９級

以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行⑴９級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが行⑴９級以上職員等となつた場合においてはその職員が行⑴９級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、第９条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で第８条第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

４　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間は、第２条改正後給与条例第８条第１項ただし書及び第９条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後給与条例第８条第３項及び第９条の規定の適用については、同項中「7,400円（行政職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行⑴８級職員等」という。）にあつては、3,700円）」とあるのは「7,400円」と、「7,000円（行⑴８級職員等にあつては、3,500円）」とあるのは「7,000円」と、第９条第１項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に

おいてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行⑴９級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが行⑴９級以上職員等となつた場合においてはその職員が行⑴９級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第７号又は第８号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

５　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間は、第２条改正後給与条例第８条第１項ただし書並びに第９条第３項第３号及び第５号の規定は適用せず、第２条改正後給与条例第８条第３項及び第９条の規定の適用については、同項中「８級で」とあるのは「８級以上で」と、「行⑴８級職員等」とあるのは「行⑴８級以上職員等」と、第９条第１項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び行⑴９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行⑴９級以上職員等から行⑴９級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行⑴９級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが行⑴９級以上職員となつた場合においてはその職員が行⑴９級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号又は第６号から第８号まで」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（行⑴９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「行⑴８級職員等が行⑴８級職員等及び行⑴９級以上職員等」とあるのは「行⑴８級以上職員等が行⑴８級以上職員等」と、同項第６号中「行⑴８級職員等及び行⑴９級以上職員等」とあるのは「行⑴８級以上職員等」と、「が行⑴８級職員等」とあるのは「が行⑴８級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成28年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第166号議案

学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第１号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第２号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

教　育　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	249,800	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	252,300	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	254,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	257,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	259,800	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	262,200	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	264,400	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	266,600	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	268,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	271,000	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	273,200	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	275,200	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	277,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	279,500	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	281,400	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	283,400	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	285,200	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	287,600	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	289,900	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	292,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	294,500	337,000	433,400
	22	197,500	215,100	297,000	339,100	434,600
	23	199,200	217,000	299,300	341,300	435,900
	24	200,900	218,900	302,000	343,400	437,200
	25	202,400	220,600	304,400	345,400	438,500
	26	204,100	222,600	306,800	347,300	439,700
	27	205,800	224,600	309,300	349,300	440,700
	28	207,400	226,600	311,600	351,300	441,800
	29	208,900	228,500	313,900	353,200	443,100
	30	210,600	231,200	316,100	355,000	444,200
	31	212,300	233,900	318,200	356,700	445,400
	32	214,000	236,600	320,400	358,600	446,500
	33	215,600	239,200	322,600	360,200	447,700
	34	217,400	242,000	324,700	361,900	448,600
	35	219,200	244,600	326,900	363,600	449,500
	36	221,000	247,300	328,900	365,400	450,200

	37	222,600	249,800	331,000	367,300	451,000
	38	224,400	252,300	333,100	368,800	451,800
	39	226,200	254,800	335,300	370,300	452,600
	40	228,000	257,100	337,500	371,900	453,400
	41	229,700	259,800	339,400	373,100	454,300
	42	231,400	262,200	341,600	374,500	455,100
	43	233,000	264,400	343,700	375,900	455,900
	44	234,600	266,600	345,900	377,400	456,700
	45	236,200	268,800	347,800	378,900	457,600
	46	237,600	271,000	349,700	380,500	458,400
	47	238,900	273,200	351,800	382,100	459,200
	48	240,100	275,200	353,800	383,600	460,000
	49	241,600	277,500	355,500	385,000	460,900
	50	243,100	279,500	357,400	386,500	461,700
	51	244,300	281,400	359,200	388,000	462,500
	52	245,800	283,400	361,100	389,400	463,300
	53	247,000	285,200	363,000	390,600	464,200
	54	248,200	287,600	364,700	391,900	465,000
	55	249,600	289,900	366,400	393,000	465,800
	56	250,700	292,400	368,000	394,100	466,600
	57	252,000	294,500	369,500	395,500	467,500
	58	253,100	297,000	371,000	396,700	
	59	254,200	299,300	372,500	397,900	
	60	255,400	302,000	373,900	399,200	
	61	256,700	304,400	375,000	400,400	
	62	258,000	306,800	376,400	401,400	
	63	259,400	309,300	377,800	402,800	
	64	260,600	311,600	379,100	404,100	
	65	261,900	313,900	380,400	405,300	
	66	263,400	316,100	381,700	406,400	
	67	264,900	318,200	382,900	407,600	
	68	266,600	320,400	384,200	408,700	
	69	268,100	322,600	385,500	409,700	
	70	269,500	324,700	386,600	410,700	
	71	270,900	326,900	387,900	411,700	
	72	272,300	328,900	389,100	412,700	
	73	273,400	331,000	390,500	413,700	
	74	274,800	333,100	391,500	414,400	
	75	276,200	335,300	392,600	415,100	
	76	277,400	337,500	393,600	415,800	

再任用職員以外の職員	77	278,800	339,300	394,500	416,500	
	78	280,000	341,200	395,500	417,200	
	79	281,200	343,100	396,600	417,900	
	80	282,400	344,900	397,700	418,600	
	81	283,500	346,700	398,400	419,400	
	82	284,700	348,500	399,300	420,100	
	83	285,900	350,100	400,200	420,800	
	84	287,100	351,900	401,100	421,500	
	85	288,300	353,200	401,900	422,100	
	86	289,400	354,800	402,800	422,600	
	87	290,500	356,300	403,600	423,200	
	88	291,700	357,800	404,400	423,900	
	89	292,900	359,200	405,000	424,600	
	90	294,000	360,500	405,700	425,200	
	91	295,200	361,900	406,400	425,900	
	92	296,400	363,300	407,100	426,400	
	93	297,100	364,800	407,700	426,800	
	94	298,100	366,100	408,500	427,400	
	95	299,200	367,400	409,200	428,000	
	96	300,400	368,600	410,000	428,600	
	97	301,400	369,600	410,700	429,000	
	98	302,500	370,600	411,500	429,600	
	99	303,500	371,600	412,300	430,200	
	100	304,600	372,600	413,100	430,800	
	101	305,500	373,500	413,700	431,200	
	102	306,600	374,500	414,400	431,800	
	103	307,700	375,500	415,100	432,400	
	104	308,700	376,500	415,800	433,000	
	105	309,300	377,300	416,600	433,400	
	106	310,200	378,200	417,300	434,000	
	107	311,000	379,100	418,000	434,600	
	108	311,800	380,100	418,800	435,200	
	109	312,700	380,900	419,400	435,600	
	110	313,100	381,900	419,900	436,200	
	111	313,500	382,900	420,400	436,800	
	112	314,000	383,900	421,000	437,400	
	113	314,600	384,500	421,500	437,800	
	114	315,000	385,400	422,000	438,400	
	115	315,500	386,300	422,500	439,000	
	116	316,000	387,200	423,000	439,600	

	117	316,600	388,000	423,600	440,000	
	118	317,100	388,700	424,100	440,600	
	119	317,500	389,500	424,600	441,200	
	120	318,000	390,300	425,100	441,800	
	121	318,500	390,900	425,700	442,200	
	122	318,900	391,700	426,200		
	123	319,400	392,400	426,700		
	124	319,900	393,100	427,200		
	125	320,500	393,700	427,800		
	126	320,800	394,400	428,300		
	127	321,100	394,900	428,800		
	128	321,400	395,500	429,300		
	129	321,600	396,200	429,900		
	130	321,900	396,800	430,400		
	131	322,200	397,300	430,900		
	132	322,500	397,800	431,400		
	133	322,700	398,100	432,000		
	134	322,900	398,700	432,500		
	135	323,100	399,300	433,000		
	136	323,400	399,900	433,500		
	137	323,700	400,400	434,100		
	138	323,900	401,000			
	139	324,200	401,600			
	140	324,500	402,200			
	141	324,700	402,600			
	142	324,900	403,200			
	143	325,200	403,700			
	144	325,400	404,300			
	145	325,700	404,700			
	146	325,900	405,300			
	147	326,200	405,800			
	148	326,500	406,400			
	149	326,700	406,800			
	150	326,900	407,300			
	151	327,200	407,800			
	152	327,500	408,300			
	153	327,700	408,900			
	154	328,000	409,400			
	155	328,300	409,900			
	156	328,600	410,400			

	157	328,700	411,000			
	158	329,000	411,500			
	159	329,300	412,000			
	160	329,600	412,500			
	161	329,700	413,100			
	162	330,000	413,600			
	163	330,300	414,100			
	164	330,600	414,600			
	165	330,700	415,200			
	166		415,700			
	167		416,200			
	168		416,700			
	169		417,300			
	170		417,800			
	171		418,300			
	172		418,800			
	173		419,400			
	174		419,900			
	175		420,400			
	176		420,900			
	177		421,500			
	178		422,000			
	179		422,500			
	180		423,000			
	181		423,600			
	182		424,100			
	183		424,600			
	184		425,100			
	185		425,700			
再任用職員		233,200	270,300	295,800	323,600	404,400

備考　1　この表は、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の4級の給料月額とこれに対応する3級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第３条関係）

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	146,500	184,500	245,900	278,100
	2	147,900	186,100	247,300	280,100
	3	149,300	187,700	248,500	282,300
	4	150,700	189,300	249,900	284,400
	5	151,900	190,800	251,100	286,600
	6	153,700	192,400	252,300	288,700
	7	155,400	194,000	253,500	290,800
	8	157,100	195,500	254,600	292,900
	9	158,800	197,100	255,900	294,900
	10	160,500	198,800	256,900	297,100
	11	162,200	200,400	257,900	299,200
	12	164,000	202,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,700	260,200	303,600
	14	167,400	206,000	261,700	305,500
	15	169,400	208,300	263,300	307,600
	16	171,300	210,600	264,800	309,600
	17	173,200	212,800	266,300	311,700
	18	175,100	214,600	268,100	313,700
	19	176,900	216,300	269,900	315,800
	20	178,800	218,000	271,700	317,900
	21	180,700	219,700	273,500	319,800
	22	182,200	221,300	275,300	321,800
	23	183,700	222,900	277,100	323,700
	24	185,200	224,500	278,800	325,700
	25	186,800	225,900	280,600	327,600
	26	188,300	227,500	282,500	329,500
	27	189,800	229,000	284,400	331,500
	28	191,200	230,600	286,200	333,500
	29	192,700	232,000	288,200	335,000
	30	194,000	233,500	290,000	336,800
	31	195,300	234,900	291,800	338,500
	32	196,600	236,100	293,700	340,300
	33	198,000	237,800	295,400	342,000
	34	199,400	239,200	297,100	343,800
	35	200,800	240,400	298,900	345,700
	36	202,200	241,800	300,700	347,500

	37	203,300	242,900	302,200	349,300
	38	204,600	244,100	303,900	351,000
	39	205,900	245,300	305,500	352,600
	40	207,200	246,500	307,100	354,300
	41	208,400	247,900	308,900	355,500
	42	209,600	248,900	310,600	356,600
	43	210,800	249,900	312,200	357,800
	44	212,000	251,000	313,900	359,000
	45	213,200	252,200	315,000	360,200
	46	214,300	253,600	316,400	361,000
	47	215,300	255,000	317,900	362,200
	48	216,400	256,500	319,500	363,300
	49	217,400	257,900	320,900	364,300
	50	218,400	259,600	322,200	365,300
	51	219,300	261,300	323,400	366,300
	52	220,300	262,900	324,700	367,300
	53	220,900	264,400	325,800	368,100
再任用職員以外の職員	54	221,800	266,200	326,800	368,900
	55	222,500	267,900	327,900	369,800
	56	223,500	269,600	328,900	370,700
	57	224,200	271,100	329,400	371,200
	58	225,100	272,800	330,300	372,000
	59	225,800	274,500	331,100	372,800
	60	226,600	276,100	332,000	373,600
	61	227,500	277,800	332,800	374,000
	62	228,300	279,400	333,100	374,700
	63	229,200	281,100	333,700	375,400
	64	230,300	282,800	334,400	376,100
	65	230,900	284,300	335,000	376,500
	66	231,700	286,000	335,700	377,100
	67	232,500	287,700	336,400	377,800
	68	233,300	289,300	337,100	378,400
	69	234,000	290,700	337,800	378,800
	70	234,700	292,300	338,300	379,300
	71	235,400	293,700	338,900	379,800
	72	236,000	295,300	339,500	380,300
	73	236,700	296,700	339,800	380,900
	74	237,500	298,200	340,400	381,400
	75	238,300	299,600	340,900	382,000
	76	239,000	301,100	341,500	382,600

	77	239,600	302,300	342,000	383,100
	78	240,200	303,500	342,500	383,600
	79	240,800	304,700	343,000	384,100
	80	241,400	306,100	343,400	384,600
	81	241,700	307,400	343,700	385,000
	82	242,100	308,600	344,000	385,600
	83	242,500	309,900	344,400	386,200
	84	242,900	311,100	344,700	386,800
	85	243,300	312,500	345,200	387,500
	86		313,300	345,500	388,100
	87		314,100	345,800	388,700
	88		314,900	346,100	389,300
	89		315,500	346,500	390,000
	90		316,200	346,800	390,600
	91		316,900	347,200	391,200
	92		317,500	347,500	391,800
	93		318,200	347,900	392,500
	94		318,400	348,200	393,100
	95		319,000	348,500	393,700
	96		319,600	348,800	394,300
	97		320,200	349,100	395,000
	98		320,700	349,500	395,600
	99		321,200	349,900	396,200
	100		321,700	350,300	396,800
	101		322,300	350,800	397,500
	102		322,800	351,200	398,100
	103		323,200	351,600	398,700
	104		323,700	352,000	399,300
	105		324,200	352,500	400,000
	106		324,600		
	107		324,800		
	108		325,200		
	109		325,600		
	110		326,000		
	111		326,400		
	112		326,800		
	113		327,100		
	114		327,300		
	115		327,700		
	116		328,000		

	117		328,200		
	118		328,500		
	119		328,800		
	120		329,100		
	121		329,300		
	122		329,600		
	123		330,000		
	124		330,200		
	125		330,300		
	126		330,600		
	127		331,000		
	128		331,200		
	129		331,400		
	130		331,800		
	131		332,200		
	132		332,600		
	133		332,800		
再任用職員		187,900	242,700	256,100	281,300

備考　この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第３（第３条関係）

学 校 行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800

再任用職員以外の職員	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,500
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	401,200
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	401,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	402,600
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	403,100
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	403,700
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	404,300
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	404,900
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	405,500
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	406,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	406,700
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	407,300
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	407,800
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	408,100
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	408,700
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	409,400
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	409,900
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	410,400
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	411,100
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	411,800
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	412,500
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	412,900
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,300	413,600
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	388,000	414,300
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	388,500	415,000

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,800	415,500
78	237,200	289,300	335,200	373,500	389,500	416,200
79	238,000	289,500	335,600	374,100	390,200	416,900
80	238,700	289,900	336,100	374,600	390,900	417,600
81	239,400	290,100	336,500	375,100	391,400	418,100
82	240,100	290,300	337,000	375,700	392,100	418,800
83	240,800	290,700	337,500	376,200	392,800	419,500
84	241,500	291,000	338,000	376,500	393,400	420,200
85	242,100	291,300	338,300	377,000	393,900	420,700
86	242,800	291,600	338,700	377,600	394,500	421,400
87	243,500	291,900	339,200	378,200	395,100	422,100
88	244,200	292,300	339,600	378,800	395,700	422,800
89	244,900	292,600	339,900	379,400	396,400	423,300
90	245,400	293,000	340,300	380,000	397,000	424,000
91	245,800	293,300	340,800	380,600	397,600	424,700
92	246,300	293,700	341,200	381,200	398,200	425,400
93	246,600	293,800	341,400	381,900	398,900	425,900
94		294,000	341,800	382,500	399,500	
95		294,400	342,300	383,100	400,100	
96		294,800	342,700	383,700	400,700	
97		295,000	342,800	384,400	401,400	
98		295,300	343,300	385,000	402,000	
99		295,700	343,700	385,600	402,600	
100		296,100	344,000	386,200	403,200	
101		296,300	344,300	386,900	403,900	
102		296,600	344,700	387,500		
103		297,000	345,100	388,100		
104		297,300	345,500	388,700		
105		297,500	346,000	389,400		
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				

	117 118 119 120 121 122 123 124 125		301,100 301,300 301,600 301,900 302,300 302,500 302,800 303,100 303,400				
再任用職員		186,900	234,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考　この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

別表第４（第３条関係）

海　事　職　給　料　表 ⑴

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100

	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900
	39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800
	40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700
	41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500
	42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200
	43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900
	44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600
	45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100
	46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700
	47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300
	48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900
	49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200
	50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800
	51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500
	52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000
	53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500
	54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200
再任用職員以外の職員	55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500
	56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100
	57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,700
	58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500	492,300
	59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200	492,900
	60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900	493,500
	61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300	493,900
	62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,700	
	63	257,400	310,900	365,600	417,200	447,400	
	64	258,000	311,700	366,200	417,800	448,100	
	65	258,400	312,200	366,600	418,400	448,400	
	66	258,800	312,900	367,100	419,000	449,100	
	67	259,000	313,500	367,600	419,500	449,800	
	68	259,500	314,100	368,100	420,100	450,400	
	69	259,800	314,900	368,300	420,700	450,800	
	70			368,600	421,200	451,300	
	71			369,000	421,800	451,800	
	72			369,300	422,400	452,500	
	73			369,800	422,900	452,800	
	74			370,000	423,500		
	75			370,500	424,000		
	76			371,000	424,600		

	77			371,400	425,100		
	78			371,900	425,700		
	79			372,400	426,400		
	80			372,900	427,000		
	81			373,400	427,300		
	82			373,800	427,900		
	83			374,300	428,600		
	84			374,800	429,200		
	85			375,200	429,600		
	86			375,700	430,100		
	87			376,100	430,800		
	88			376,600	431,500		
	89			377,100	431,700		
	90			377,600	432,200		
	91			378,100	432,700		
	92			378,600	433,200		
	93			378,900	433,800		
	94			379,300			
	95			379,800			
	96			380,200			
	97			380,700			
	98			381,000			
	99			381,500			
	100			381,900			
	101			382,500			
再任用職員		219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第５（第３条関係）

海　事　職　給　料　表 ⑵

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600
	2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000
	3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400
	4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800
	5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100
	6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400
	7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700
	8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000
	9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400
	10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600
	11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700
	12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900
	13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000
	14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000
	15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800
	16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800
	17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700
	18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700
	19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500
	20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200
	21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100
	22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900
	23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000
	24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000
	25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700
	26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500
	27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300
	28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100
	29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000
	30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900
	31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700
	32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300
	33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200
	34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100
	35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000
	36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800

再任用職員以外の職員	37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600
	38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500
	39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400
	40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300
	41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900
	42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800
	43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600
	44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400
	45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300
	46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100
	47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900
	48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700
	49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300
	50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800
	51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400
	52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000
	53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400
	54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000
	55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600
	56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200
	57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500
	58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100
	59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700
	60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300
	61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500
	62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900
	63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200
	64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700
	65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900
	66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300
	67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700
	68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100
	69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600
	70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000
	71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400
	72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900
	73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500
	74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000
	75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500
	76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900

	77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200
	78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600
	79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000
	80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,500
	81	249,900	288,600	323,500	332,500	349,000
	82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,400
	83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,900
	84	251,000	290,300	324,500	333,600	350,300
	85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,800
	86		291,000	325,000	334,200	351,300
	87		291,400	325,200	334,600	351,800
	88		291,800	325,500	335,000	352,300
	89		292,000	325,800	335,200	352,800
	90		292,400	326,100	335,500	353,300
	91		292,800	326,300	335,800	353,800
	92		293,100	326,600	336,200	354,300
	93		293,300	326,800	336,600	354,800
	94		293,700	327,000	336,800	355,300
	95		294,100	327,400	337,100	355,800
	96		294,500	327,800	337,500	356,300
	97		294,700	328,000	337,900	356,800
	98		294,900	328,300	338,300	
	99		295,100	328,700	338,700	
	100		295,400	329,100	339,000	
	101		295,800	329,200	339,300	
	102		296,100	329,400	339,700	
	103		296,300	329,600	340,000	
	104		296,500	329,900	340,300	
	105		296,800	330,200	340,700	
	106			330,500	341,000	
	107			330,700	341,300	
	108			331,000	341,500	
	109			331,300	341,800	
	110			331,600		
	111			331,900		
	112			332,200		
	113			332,400		
再任用職員		214,300	228,800	230,800	252,900	281,400

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項第５号中「者」の次に「(第１号から第５号までに該当する者を除く。)」を加え、同号を第６号とし、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

第８条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については、7,400円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち１人については１万200円（職員に配偶者がない場合にあつては、１万5,200円）とし、扶養親族たる子が２人以上ある場合についてはそのうち１人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族においては、１人につき7,000円とする。

⑴　扶養親族たる子が２人ある場合　１万1,000円

⑵　扶養親族たる子が３人以上ある場合　そのうち１人については１万1,000円、その他の子については１人につき１万2,000円

第９条第１項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「がある場合又は職員に第１号」を「たる子がある場合又は職員に第１号」に改め、「生じた場合」の次に「(扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。)」を加え、同項第２号中「前条第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号」に改め、同項第３号及び第４号中「、父母等」を削り、同条第２項中「すべて」を「全て」に改め、同条第３項中「これを受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号」を「第１号」に改め、「、父母等」を削り、「同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる」を「第１項の規定による届出に係るものがある職員で」に改め、「当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は」を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

⑶　扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

⑷　扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１項第１号に該当する場合を除く。）

第20条第２項第１号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第２号中「100分の42.5」

を「100分の40」に改める。

第25条後段を削る。

第28条を次のように改める。

第28条　削除

（学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条　学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第125号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「100分の11.5」を「100分の11.6」に改める。

第4条　学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第14条中「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に、「100分の11.6」を「100分の11.8」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第5までの規定及び第3条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の一部改正条例」という。）の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項の規定は同年12月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2　改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与（学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第87号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第5項から第9項までの規定に基づいて支給された給料及び特別教職加算額を含む。）は、改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5項から第9項までの規定による給料及び特別教職加算額を含む。）の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例）

3　平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「第2条改正後学校職員給与条例」という。）第8条第3項の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、同条第2項第1号に該当する扶養親族については、1万1,100円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,600円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち1人については9,000円、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万3,900円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち1人については7,400円、職員に配偶者がない場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち1人については9,800円）とする。この場合において第2条改正後学校職員給与条例第9条第1項中「場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」とあるのは、「場合」と、同項第3号中「がある」とあるのは「又は第8条第2項第

３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある」と、同項第４号中「がある」とあるのは「又は扶養親族たる父母等がある」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号から第３号まで」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１項の規定による届出に係るもの」とあるのは「第１項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの」と、「配偶者のない」とあるのは「第８条第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のない」と、「至つた場合における当該扶養親族たる子」とあるのは「至つた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等」と、「を除く」とあるのは「及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く」と、「同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子」とあるのは「同項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等」とする。

（退職手当に関する経過措置）

４　この条例の施行の日前に退職した横浜市、川崎市又は相模原市の県費負担教職員の退職手当については、第２条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

５　前４項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成28年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正をするとともに、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担が指定都市へ移譲されるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第167号議案

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第１条　任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	394,100
2	454,100
3	515,500
4	595,500
5	692,500
6	790,500

第５条第２項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,100
2	364,100
3	392,100

第６条第２項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第２条　任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,100
2	420,100
3	471,500

4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500

第８条第２項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第４条　任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第５条第１項及び第２項の規定並びに第３条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第７条第１項の規定は平成28年４月１日から、改正後の任期付研究員条例第６条第２項の規定及び改正後の任期付職員条例第８条第２項の規定は同年12月１日から適用する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成29年４月１日から施行する。

（給与の内払）

２　改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第３条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第88号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第５項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第５項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成28年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第168号議案

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の１　使用料の表中２の項を削り、３の項を２の項とし、別表の２　手数料の表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から22の項までを１ずつ繰り上げ、同表23の項中「登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」に、

「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」を

「変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料
建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料
計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料」に、

「登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料」に、「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」を「変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」に、

「登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料」を

「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料」に

改め、同項を同表22の項とし、同表中24の項を23の項とし、25の項から34の項までを１ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。ただし、別表の２　手数料の表23の項の改正規定は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第169号議案

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の７　県土整備局関係の表50の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「(以下「登録建築物調査機関等」を「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」に、「登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」に改め、同表53の項中「あらかじめ登録建築物調査機関等」を「あらかじめ登録住宅性能評価機関等」に、「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」を「変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同表60の項中「あらかじめ登録建築物調査機関等」を「あらかじめ登録住宅性能評価機関等」に、「若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法」に、「登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料」を「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料」に改め、同項を同表62の項とし、同表中59の項を61の項とし、同表58の項中「あらかじめ登録建築物調査機関等」を「あらかじめ登録住宅性能評価機関等」に、「56の項」を「58の項」に、「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」を「変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」に改め、同項⑵ウ中「55の項⑵」を「57の項⑵」に改め、同項を同表60の項とし、同表57の項⑵イ中「第８条第１号イ⑴」を「第10条第１号イ⑴」に、「第８条第３号ロ」を「第10条第３号ロ」に改め、同項⑵エ中「54の項⑵」を「56の項⑵」に改め、同項を同表59の項とし、同表56の項⑴イ中「54の項」を「56の項」に、「58の項」を「60の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表55の項中「あらかじめ登録建築物調査機関等」を「あらかじめ登録住宅性能評価機関等」に、「登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料」に改め、同項を同表57の項とし、同表54の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「56の項」を「58の項」に改め、同項⑵ア中「57の項から60の項」を「59の項から62の項」に改め、同項⑵イ中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び57の項から60の項までにおいて同じ。)」を削り、「(平成28年経済産業省、国土交通省令第１号）第８条第１号イ⑴」を「第10条第１号イ⑴」に、「57の項に」を「59の項に」に、「第８条第３号ロ」を「第10条第３号ロ」に改め、同項を同表56の項とし、同表53の項の次に次のように加える。

54　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判	⑴　建築物エネルギー消費性

消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	定申請等手数料	能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第１号）第１条第１号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合（⑵に掲げる場合を除く。） 次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 53万円 イ　床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建

		築物 65万円 ウ　床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 77万円 エ　床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 87万円 ⑵　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 10万円 イ　床面積の合計が5,000

		平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 15万円 ウ　床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 19万円 エ　床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 23万円 ⑶　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合（⑷に掲げる場合を除く。）　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 24万円 イ　床面積の

		合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物　31万円 ウ　床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物　37万円 エ　床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物　44万円 ⑷　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が5,000平方メート

		ル未満の建築物 9万5,000円 イ　床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円 ウ　床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円 エ　床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円
55　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ⑴　既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）　前項の規定の例により算定した金

		額の２分の１の額 ⑵　新たに追加する非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ㈠　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物（㈡に掲げるものを除く。）　23万円 ㈡　建築物エネルギー消費性能基準等を定める

		省令第１条第１号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 ２万3,000円 ㈾　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物（㈦に掲げるものを除く。） ８万7,000円 ㈦　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するものとして申請又は請

		求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円 イ　追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物((ｲ)に掲げるものを除く。) 37万円 (ｲ)　建築物エネルギー消費性

		能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 ４万3,000円 ㈼　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物（㈻に掲げるものを除く。） 15万円 ㈻　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号ロに適合するもの

		として申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 3万8,000円 ウ　追加する床面積の合計が2,000平方メートル以上の非住宅部分　前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）

別表の7　県土整備局の表に次のように加える。

63　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ⑴　既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分

		（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項の規定の例により算定した金額の２分の１の額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） ⑵ 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ㈠ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号

		イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物((ｲ)に掲げるものを除く。) 23万円 (ｲ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 2万3,000円 (ｳ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号

		ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(㈥に掲げるものを除く。) 8万7,000円 ㈥　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円 イ　追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非

		住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物((ｲ)に掲げるものを除く。) 37万円 (ｲ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売

		市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 4万3,000円 ㈠ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（㈡に掲げるものを除く。） 15万円 ㈡ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売

		市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 3万8,000円 ウ　追加する床面積の合計が2,000平方メートル以上の非住宅部分　54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に次の各号のいずれかの事項につき建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第６条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関による審査を受けた場合における改正後の別表の７　県土整備局関係の表50の項、53の項、57の項、60の項及び62の項の規定の適用については、同表50の項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(以下」とあるのは「又は同法附則第６条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関（以下」とする。

⑴　低炭素建築物新築等計画（変更の場合にあっては、当該変更部分）が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第１項各号に掲げる基準に適合していること。

⑵　建築物エネルギー消費性能向上計画（変更の場合にあっては、当該変更部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していること。

⑶　建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第170号議案

神奈川県県税条例等の一部を改正する条例

（神奈川県県税条例の一部改正）

第１条　神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第29項及び第30項を削り、附則第31項を附則第29項とし、附則第32項を附則第30項とする。

附則第33項中「附則第35項第２号」を「附則第33項第２号」に、「附則第35項第３号」を「附則第33項第３号」に改め、同項第１号中「附則第35項及び第36項」を「附則第33項及び第34項」に改め、同項の表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第33項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第34項中「附則第33項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第35項の表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第35項」を「附則第33項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第36項の表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第36項」を「附則第34項」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第37項中「附則第35項又は第36項」を「附則第33項又は第34項」に改め、同項を附則第35項とし、附則第38項を附則第36項とし、附則第39項を附則第37項とする。

第２条　神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第31項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第１号中「平成15年３月31日」を「平成16年３月31日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第２号中「平成17年３月31日」を「平成18年３月31日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改める。

附則第33項中「平成26年４月１日から平成27年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第４号中「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削る。

附則第34項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年４月１日から平成27年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

第３条　神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

附則第8項中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第9項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第15項を削る。

附則第16項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号ア㈠の表中「100分の0.375」を「100分の1.995」に、「100分の0.625」を「100分の2.835」に、「100分の0.875」を「100分の3.78」に改め、同号イの表中「100分の3.638」を「100分の5.25」に、「100分の4.922」を「100分の6.93」に改め、同号ウの表中「100分の3.638」を「100分の5.25」に、「100分の5.457」を「100分の7.665」に、「100分の7.169」を「100分の10.08」に改め、同項第2号中「100分の0.963」を「100分の1.365」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項第1号ウ中「100分の0.875」を「100分の3.78」に改め、同項第2号中「100分の4.922」を「100分の6.93」に改め、同項第3号中「100分の7.169」を「100分の10.08」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第16項第1号イ」を「附則第15項第1号イ」に、「100分の4.922」を「100分の6.93」に、「100分の5.885」を「100分の8.295」に改め、同項を附則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

(中小法人に対する事業税の不均一課税)

18　資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で、次に掲げるものに対する各事業年度分の事業税額は、附則第15項及び第16項の規定を適用して計算した事業税額から、当該事業税額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。

⑴　附則第15項第1号に規定する事業を行う法人で、各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のもの

⑵　附則第15項第2号に規定する事業を行う法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、各事業年度の収入金額が年12億円以下のもの

附則第19項の前の見出し、同項及び第20項を削る。

附則第21項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第22項中「附則第19項」を「附則第18項第1号」に、「同項」を「同号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第23項中「附則第20項」を「附則第18項第2号」に、「同項」を「同号」に改め、同項を附則第21項とし、附則第24項を附則第22項とする。

附則第25項中「附則第19項又は第20項」を「附則第18項」に、「所得」を「所得金額」に、「附則第22項又は第23項」を「附則第20項又は第21項」に改め、同項を附則第23項とし、附則第26項から第30項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第31項中「附則第33項第2号」を「附則第31項第2号」に、「附則第33項第3号」を「附則第31項第3号」に改め、同項第1号中「附則第33項及び第34項」を「附則第31項及び第32項」に改め、同項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第31項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第32項中「附則第31項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第33項の表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第33項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第34項の表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第34項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第35項中「附則第33項又は第34項」を「附則第31項又は第32項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第36項を附則第34項とし、附則第37項を附則第35項とする。

（神奈川県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　神奈川県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年神奈川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「、公布の日」を「公布の日から、附則第８項及び第９項の規定は平成29年４月１日から、附則第10項及び第11項の規定は平成30年４月１日」に改める。

附則第３項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。」を「新条例附則第16項第１号アの規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人及び県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを除く。」に、「する事業年度の法」を「する事業年度の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に、「以下「調整後付加価値額」を「次項から附則第６項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」に、「附則第15項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第１項第１号」を「附則第16項第１号ア」に、「基準法人事業税額」を「平成28年度分基準法人事業税額」に、「法第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額」を「法第72条の25、法第72条の28」に、「以下「事業税額」を「次項から附則第６項までにおいて「平成28年度分法人事業税額」に改め、同項第１号中「第18条第１項第１号ア」を「附則第16項第１号ア㈠」に改め、同項第２号中「第18条第１項第１号イ」を「附則第16項第１号ア㈡」に改め、同項第３号中「第18条第１項第１号ウの表の左欄」を「附則第16項第１号ア㈢の表の左欄」に、「附則第15項の規定により読み替えて適用される旧条例第18条第１項第１号ウ」を「附則第16項第１号ア㈢」に改める。

附則第４項中「法第72条の２第１項第１号イに掲げる」を「新条例附則第16項第１号アの規定の適用を受ける」に、「調整後付加価値額」を「平成28年度分調整後付加価値額」に、「基準法人事業税額」を「平成28年度分基準法人事業税額」に、「当該事業年度に係る事業税額」を「平成28年度分法人事業税額」に改める。

附則第５項中「法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。」を「新条例附則第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。」に、「調整後付加価値額」を「平成28年度分調整後付加価値額」に、「附則第15項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第３項第１号」を「附則第17項第１号」に、「基準法人事業税額」を「平成28年度分基準法人事業税額」に、「当該事業年度に係る事業税額」を「平成28年度分法人事業税額」に改め、同項第１号中「第18条第３項第１号ア」を「附則第17項第１号ア」に改め、同項第２号中「第18条第３項第１号イ」を「附則第17項第１号イ」に改め、同項第３号中「附則第15項の規定により読み替

えて適用される旧条例第18条第３項第１号ウ」を「附則第17項第１号ウ」に改め、「を合計した金額」を削る。

附則第６項中「法第72条の２第１項第１号イに掲げる」を「新条例附則第17項第１号の規定の適用を受ける」に、「調整後付加価値額」を「平成28年度分調整後付加価値額」に、「基準法人事業税額」を「平成28年度分基準法人事業税額」に、「当該事業年度に係る事業税額」を「平成28年度分法人事業税額」に改める。

附則第７項を削る。

附則第８項中「附則第15項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第１項第１号」を「附則第16項第１号アの規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人及び」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（」と、「附則第16項第１号ア」に、「第18条第１項第１号ア」を「附則第16項第１号ア㈠」に、「第18条第１項第１号イ」を「附則第16項第１号ア㈡」に、「第18条第１項第１号ウの表の左欄」とあるのは「附則第16項第１号ア㈢の表の左欄」と、「附則第15項の規定により読み替えて適用される旧条例第18条第１項第１号ウ」を「附則第16項第１号ア㈢」に、「附則第５項中「附則第15項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第３項第１号」を「附則第４項中「附則第16項第１号ア」とあるのは「附則第19項第１号」と、附則第５項中「附則第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに限る。」と、「附則第17項第１号」に、「第18条第３項第１号ア」を「附則第17項第１号ア」に、「第18条第３項第１号イ」を「附則第17項第１号イ」に、「附則第15項の規定により読み替えて適用される旧条例第18条第３項第１号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した」を「附則第17項第１号ウに規定する率を乗じて得た」に、「読み替える」を「、附則第６項中「附則第17項第１号」とあるのは「附則第19項第１号」と読み替える」に改め、同項を附則第７項とする。

附則第10項を附則第13項とし、附則第９項を附則第12項とし、附則第７項の次に次の４項を加える。

８　附則第３項から第６項までの規定は、新条例附則第16項第１号ア又は第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。）に対する平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度分の事業税の額について準用する。この場合において、附則第３項中「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「２分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、附則第４項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「40億円で」とあるのは「20億円で」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、附則第５項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成29年４月１日から

平成30年３月31日まで」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「２分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、附則第６項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「40億円で」とあるのは「20億円で」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と読み替えるものとする。

9　附則第３項から第６項までの規定は、新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人に対する平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度分の事業税の額について準用する。この場合において、附則第３項中「附則第16項第１号アの規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人及び」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「附則第16項第１号アに規定する合計額」とあるのは「附則第16項第１号アに規定する合計額から新条例附則第19項第１号に規定する合計額を控除して得た金額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「２分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、同項第１号中「附則第16項第１号ア㈠に規定する率を乗じて」とあるのは「附則第16項第１号ア㈠に規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号アの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第２号中「附則第16項第１号ア㈡に規定する率を乗じて」とあるのは「附則第16項第１号ア㈡に規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号イの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第３号中「附則第16項第１号ア㈢の表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した」とあるのは「附則第16項第１号ア㈢の表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額から旧条例附則第19項第１号ウの規定を適用して計算した金額を控除して得た」と、附則第４項中「附則第16項第１号ア」とあるのは「附則第19項第１号」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「40億円で」とあるのは「20億円で」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、附則第５項中「附則第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに限る。」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」と、「附則第17項第１号に規定する合計額」とあるのは「附則第17項第１号に規定する合計額から新条例附則第19項第１号に規定する合計額を控除して得た金額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「２分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と、同項第１号中「附則第17項第１号アに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号アに規定する

率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号アの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第２号中「附則第17項第１号イに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号イに規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号イの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第３号中「附則第17項第１号ウに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号ウに規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号ウの規定を適用して計算した金額を控除して」と、附則第６項中「附則第17項第１号」とあるのは「附則第19項第１号」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成29年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成29年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「40億円で」とあるのは「20億円で」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成29年度分法人事業税額」と読み替えるものとする。

10　附則第３項から第６項までの規定は、新条例附則第16項第１号ア又は第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。）に対する平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度分の事業税の額について準用する。この場合において、附則第３項中「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成30年４月１日から平成31年３月31日まで」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「４分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と、附則第４項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と、附則第５項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成30年４月１日から平成31年３月31日まで」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「４分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と、附則第６項中「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と読み替えるものとする。

11　附則第３項から第６項までの規定は、新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人に対する平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度分の事業税の額について準用する。この場合において、附則第３項中「附則第16項第１号アの規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人及び」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成30年４月１日から平成31年３月31日まで」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「附則第16項第１号アに規定する合計額」とあるのは「附則第16項第１号アに規定する合計額から新条例附則第19項第１号に規定する合計額を控除して得た金額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「４分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法

人事業税額」と、同項第１号中「附則第16項第１号ア(ア)に規定する率を乗じて」とあるのは「附則第16項第１号ア(ア)に規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号アの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第２号中「附則第16項第１号ア(イ)に規定する率を乗じて」とあるのは「附則第16項第１号ア(イ)に規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号イの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第３号中「附則第16項第１号ア(ウ)の表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した」とあるのは「附則第16項第１号ア(ウ)の表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額から旧条例附則第19項第１号ウの規定を適用して計算した金額を控除して得た」と、附則第４項中「附則第16項第１号ア」とあるのは「附則第19項第１号」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と、附則第５項中「附則第17項第１号の規定の適用を受ける法人（新条例附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人を除く。」とあるのは「附則第19項第１号の規定の適用を受ける法人（県と他の２以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに限る。」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「施行日から平成29年３月31日まで」とあるのは「平成30年４月１日から平成31年３月31日まで」と、「附則第17項第１号に規定する合計額」とあるのは「附則第17項第１号に規定する合計額から新条例附則第19項第１号に規定する合計額を控除して得た金額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「４分の３」とあるのは「４分の１」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と、同項第１号中「附則第17項第１号アに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号アに規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号アの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第２号中「附則第17項第１号イに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号イに規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号イの規定を適用して計算した金額を控除して」と、同項第３号中「附則第17項第１号ウに規定する率を乗じて」とあるのは「附則第17項第１号ウに規定する率を乗じて得た金額から旧条例附則第19項第１号ウの規定を適用して計算した金額を控除して」と、附則第６項中「附則第17項第１号」とあるのは「附則第19項第１号」と、「平成28年度分調整後付加価値額」とあるのは「平成30年度分調整後付加価値額」と、「平成28年度分基準法人事業税額」とあるのは「平成30年度分基準法人事業税額」と、「額の３倍に相当する額」とあるのは「額」と、「平成28年度分法人事業税額」とあるのは「平成30年度分法人事業税額」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は平成29年４月１日から、第３条の規定並びに附則第２項、第３項、第６項及び第８項の規定は平成31年10月１日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2　第３条の規定による改正後の神奈川県県税条例（次項において「平成31年度新条例」という。）第14条並びに附則第８項及び第９項の規定は、平成31年10月１日以後に開始する事業年度分の法人

の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3　平成31年度新条例附則第15項から第18項までの規定は、平成31年10月１日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4　第２条の規定による改正後の神奈川県県税条例附則第31項から第34項までの規定は、平成29年度分以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正）

5　企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第３条中「から第30項まで」を削る。

6　企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条中「附則第27項」を「附則第25項」に、「附則第28項」を「附則第26項」に改める。

（神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正）

7　神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「附則第39項」を「附則第37項」に改める。

8　神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「附則第37項」を「附則第35項」に改める。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、法人の県民税及び事業税の税率を改正するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第171号議案

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ＮＰＯ法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目２番１号地球市民かながわプラザＮＰＯなどのための事務室内	平成29年１月１日から平成34年３月31日まで

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第172号議案

神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

（神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の一部改正）

第１条　神奈川県産科等医師修学資金貸付条例（平成20年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「の正規の産科等医師育成課程の６分の５が終了した時」を「が大学を卒業し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了するまで」に改め、同条第４号中「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）」を「臨床研修」に改め、同条第５号中「貸付期間」の次に「（以下「貸付期間」という。）」を加える。

第３条第２項中「第６条に規定する」を削る。

第９条及び第10条を次のように改める。

（返還）

第９条　修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第３条第２項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して１月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

（債務の当然免除）

第10条　修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

⑴　次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、指定病院において指定診療科を担当する医師の業務（以下「特定医師業務」という。）に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア　大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第９条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあっては、同日から起算して１年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに臨床研修を受けることが決定し、当該臨床研修を修了したとき。

イ　臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

⑵　継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。

２　前項第１号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続

き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は参入しない。

第11条中「前条」を「第９条」に改め、「返還期日が到来していない」を削る。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の見出しを「(返還の裁量猶予)」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の１条を加える。

(返還の当然猶予)

第12条　知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第１項第１号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正)

第２条　神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「の正規の地域医療医師育成課程の６分の５が終了した時」を「が大学を卒業し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了するまで」に改め、同条第３号中「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。)」を「臨床研修」に改め、同条第４号中「貸付期間」の次に「(以下「貸付期間」という。)」を加える。

第３条第２項中「第６条に規定する」を削る。

第９条及び第10条を次のように改める。

(返還)

第９条　修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第３条第２項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して１月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条　修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

⑴　次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務（以下「特定医師業務」という。）に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア　大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第９条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあっては、同日から起算して１年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに臨床研修を受けることが決定し、当該臨床研修を修了したとき。

イ　臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

⑵　継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、

又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。

2　前項第１号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は参入しない。

第11条中「前条」を「第９条」に改め、「返還期日が到来していない」を削る。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の見出しを「(返還の裁量猶予)」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の１条を加える。

(返還の当然猶予)

第12条　知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第１項第１号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日前における神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者に係る診療科の指定は、この条例による改正後の各条例の規定による指定とみなす。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

将来県内において産科等の業務に従事する医師の育成及び確保を図るため、診療科の指定時期及び臨床研修等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第173号議案

工事請負契約の締結について

分庁舎新築工事（機械）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　根布工業
　　代表取締役　根　布　博　之

2　請負契約金額　　11億1,240万2,764円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

分庁舎新築工事（機械）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第174号議案

工事請負契約の締結について

分庁舎新築工事（電気）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　東洋電装・東栄電設・神電設備工業特定建設工事共同企業体
　　代表者　東洋電装株式会社
　　代表取締役　和　田　　晃

2　請負契約金額　　9億1,462万8,672円

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

分庁舎新築工事（電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第175号議案

工事請負契約の締結について

相原高校新築工事（建築－第１工区）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　紅梅・岡山特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　紅梅組
　　代表取締役　篠　原　立　美

2　請負契約金額　　15億5,079万7,963円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

相原高校新築工事（建築－第１工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第176号議案

工事請負契約の締結について

相原高校新築工事（建築－第２工区）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
　　代表者　大野土建株式会社
　　代表取締役　大　野　　攻

2　請負契約金額　　15億9,245万1,662円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

相原高校新築工事（建築－第２工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第177号議案

工事請負契約の締結について

相原高校新築工事（電気）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　丸子・栄光・三六特定建設工事共同企業体
　　代表者　丸子電気工事株式会社
　　代表取締役　田　通　三　雄

2　請負契約金額　　6億9,711万3,000円

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

相原高校新築工事（電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第178号議案

工事請負契約の変更について

平成28年６月21日定県第77号をもって議決を経た新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約を次のとおり変更するものとする。

１　請 負 契 約 者 名　　大成・京急・大洋特定建設工事共同企業体
代表者　大成建設株式会社横浜支店
常務執行役員支店長　白　川　　浩

２　元請負契約金額　　93億7,982万520円

３　変更請負契約金額　　106億8,974万8,200円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

地下免震改修の仕様の変更等に伴い、新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第179号議案

工事請負契約の変更について

平成28年６月21日定県第78号をもって議決を経た新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約を次のとおり変更するものとする。

１　請 負 契 約 者 名　　西原・菱和・万里特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　西原衛生工業所横浜支店
　　執行役員支店長　遠　藤　賢　治

２　元請負契約金額　　12億392万280円

３　変更請負契約金額　　12億1,937万1,840円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

排水設備の追加施工等に伴い、新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第180号議案

工事請負契約の変更について

平成28年６月21日定県第79号をもって議決を経た本庁庁舎電気設備改修工事請負契約を次のとおり変更するものとする。

１　請負契約者名　　関電工・中央電気工事・共栄社特定建設工事共同企業体
代表者　株式会社　関電工神奈川支社
常務執行役員支社長　志　村　英　明

２　元請負契約金額　　47億9,210万2,560円

３　変更請負契約金額　　48億1,243万320円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

自家発電設備の仕様の変更等に伴い、本庁庁舎電気設備改修工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第181号議案

工事請負契約の変更について

平成28年６月21日定県第87号をもって議決を経た新庁舎改修及び増築工事（空調）請負契約を次のとおり変更するものとする。

１　請 負 契 約 者 名　　三機・日本電設・小池特定建設工事共同企業体
代表者　三機工業株式会社横浜支店
支店長　柳　田　哲　男

２　元請負契約金額　　22億320万4,320円

３　変更請負契約金額　　23億2,209万3,960円

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

換気設備の追加施工等に伴い、新庁舎改修及び増築工事（空調）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第182号議案

工事請負契約の変更について

平成27年12月22日定県第151号をもって議決を経た大磯警察署新築工事（建築）請負契約を次のとおり変更するものとする。

1　請負契約者名　　門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　門倉組
　　代表取締役　小　澤　幸　喜

2　元請負契約金額　　9億4,996万8,000円

3　変更請負契約金額　　9億8,856万8,280円

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

大磯警察署の解体におけるアスベスト除去処理の追加に伴い、大磯警察署新築工事（建築）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第183号議案

工事委託協定の変更について

平成26年10月14日定県第104号をもって同意を得た神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事の委託協定を次のとおり変更するものとする。

1　協 定 者 名　　社会福祉法人　神奈川県総合リハビリテーション事業団
　　理事長　笠　井　郁　彦

2　元 協 定 金 額　　151億6,230万円

3　変更協定金額　　156億5,130万円

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

建設資材及び労務単価の高騰等に伴い、神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事の委託協定を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第184号議案

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農道整備事業	小田原市	84,913 千円	73,726 千円
〃	中井町	6,667	4,707
県営漁港整備事業	小田原市	67,100	56,054
〃	三浦市	59,950	45,394
相模川流域下水道事業	相模原市	249,476	194,616
〃	平塚市	116,141	90,601
〃	藤沢市	9,551	7,451
〃	茅ケ崎市	81,757	63,778
〃	厚木市	112,626	87,861
〃	伊勢原市	16,505	12,875
〃	海老名市	55,931	43,631
〃	座間市	42,484	33,141
〃	綾瀬市	12,683	9,894
〃	寒川町	30,029	23,425
〃	大磯町	11,920	9,300
〃	愛川町	24,985	19,491
酒匂川流域下水道事業	小田原市	246,290	214,821
〃	秦野市	1,109	653
〃	南足柄市	7,888	3,945
〃	二宮町	2,387	1,193
〃	中井町	570	461
〃	大井町	8,498	6,639
〃	松田町	6,564	5,535
〃	山北町	7,923	5,815
〃	開成町	7,835	4,709
〃	箱根町	130,106	127,025

相模川流域下水道管理事業	相模原市	2,811,335	2,444,539
〃	平塚市	1,174,621	997,238
〃	藤沢市	54,707	43,730
〃	茅ケ崎市	1,110,667	1,010,752
〃	厚木市	1,271,181	1,096,588
〃	伊勢原市	149,729	130,426
〃	海老名市	644,626	571,639
〃	座間市	445,410	384,400
〃	綾瀬市	121,822	107,412
〃	寒川町	216,067	184,485
〃	大磯町	63,612	42,542
〃	愛川町	194,608	154,634
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,243,971	1,176,787
〃	秦野市	26,814	25,391
〃	南足柄市	310,653	293,614
〃	二宮町	109,281	103,303
〃	中井町	68,719	65,773
〃	大井町	105,320	99,753
〃	松田町	61,971	59,037
〃	山北町	166,422	158,790
〃	開成町	117,966	112,678

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項、地方財政法第27条第２項及び下水道法第31条の２第２項の規定により提案するものであります。

定県第185号議案

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

1　件　　名　　県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求事件

2　訴訟の相手方

住　宅　名	住　所	氏　名
ハイム向台　10−102	横浜市保土ケ谷区川島町651番地	中　川　進
久末アパート　2−208	川崎市高津区久末488番地	久　高　茂
上宮田アパート　7−204	三浦市南下浦町上宮田2946番地	山　梨　尚　子

3　請 求 内 容　　県営住宅の明渡し及び損害賠償請求等

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求等の訴訟を提起したいので提案するものであります。

定県第186号議案

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり交通事故における相手方に対する損害賠償請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

1　件　　名　　交通事故における相手方に対する損害賠償請求

2　訴訟の相手方　　横浜市中区小港町１丁目３番地
　　北斗タクシー株式会社

3　請 求 内 容　　交通事故による車両の損害額等に係る損害賠償請求

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

交通事故における相手方に対し、県が管理する車両の損害等に係る損害賠償請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

専決処分について承認を求めること

平成28年度神奈川県一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成28年度神奈川県一般会計補正予算（第6号）

平成28年度神奈川県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条　債務負担行為の追加は、「第1表　債務負担行為追加」による。

第1表　債務負担行為追加

事項	期間	限度額
		千円
県有林事業費	平成28年度から平成29年度まで	3,672
旧社営林事業費	平成28年度から平成29年度まで	30,672
林道改良事業費	平成28年度から平成29年度まで	69,965
保安林改良事業費	平成28年度から平成29年度まで	4,482
水源林確保事業費	平成28年度から平成29年度まで	53,508
水源林整備事業費	平成28年度から平成29年度まで	209,758
道路補修費	平成28年度から平成29年度まで	1,362,000
交通安全施設等整備費	平成28年度から平成29年度まで	243,500
橋りよう補修費	平成28年度から平成29年度まで	122,000
街路樹維持事業費	平成28年度から平成29年度まで	29,000
道路改良費	平成28年度から平成29年度まで	829,000
街路整備費	平成28年度から平成29年度まで	16,000

河川修繕費	平成28年度から 平成29年度まで	149,700
河川改修事業費	平成28年度から 平成29年度まで	61,000
海岸補修費	平成28年度から 平成29年度まで	12,000
海岸高潮対策費	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
砂防林事業費	平成28年度から 平成29年度まで	16,500
砂防施設改良費	平成28年度から 平成29年度まで	10,000
急傾斜地施設改良費	平成28年度から 平成29年度まで	20,000
急傾斜地崩壊対策事業費	平成28年度から 平成29年度まで	115,500
港湾補修費	平成28年度から 平成29年度まで	57,000
公園整備費	平成28年度から 平成29年度まで	93,900
交通安全施設整備費	平成28年度から 平成29年度まで	353,000

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の追加について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参　考

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限度額	区分	期間	金額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
県有林事業費	3,672	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	3,672		その他	－
					一般財源		3,672
旧社営林事業費	30,672	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	30,672		その他	30,672
					一般財源		－
林道改良事業費	69,965	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	36,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	69,965		その他	－
					一般財源		33,965
保安林改良事業費	4,482	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	3,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	4,482		その他	－
					一般財源		1,482
水源林確保事業費	53,508	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	53,508		その他	－
					一般財源		53,508
水源林整備事業費	209,758	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	209,758		その他	－
					一般財源		209,758
道路補修費	1,362,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	20,000
						県債	1,207,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	1,362,000		その他	－
					一般財源		135,000

交通安全施設等整備費	243,500	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	5,000
						県　　債	179,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	243,500		そ の 他	－
					一般財源		59,500
橋りよう補修費	122,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	122,000		そ の 他	－
					一般財源		122,000
街路樹維持事業費	29,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	29,000		そ の 他	－
					一般財源		29,000
道路改良費	829,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	220,000
						県　　債	548,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	829,000		そ の 他	－
					一般財源		61,000
街路整備費	16,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	14,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	16,000		そ の 他	－
					一般財源		2,000
河川修繕費	149,700	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	149,700		そ の 他	－
					一般財源		149,700
河川改修事業費	61,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	54,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	61,000		そ の 他	－
					一般財源		7,000
海岸補修費	12,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	12,000		そ の 他	－
					一般財源		12,000

海岸高潮対策費	100,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	90,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	100,000		その他	－
					一般財源		10,000
砂防林事業費	16,500	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	16,500		その他	－
					一般財源		16,500
砂防施設改良費	10,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	10,000		その他	－
					一般財源		10,000
急傾斜地施設改良費	20,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	20,000		その他	4,000
					一般財源		16,000
急傾斜地崩壊対策事業費	115,500	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	15,075
						県債	78,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	115,500		その他	19,750
					一般財源		2,675
港湾補修費	57,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	－
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	57,000		その他	－
					一般財源		57,000
公園整備費	93,900	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	70,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	93,900		その他	－
					一般財源		23,900
交通安全施設整備費	353,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県債	170,000
		当該年度以降の支出予定額	平成28年度～平成29年度	353,000		その他	－
					一般財源		183,000

専決処分について承認を求めること

平成28年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成28年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算（第１号）

平成28年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
水源林整備事業費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 266,242

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の設定について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参　考

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（新規設定）

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>限　度　額</th><th>区　分</th><th>期　間</th><th>金　額</th><th colspan="3">左の財源内訳</th></tr>
<tr><td rowspan="4">水源林整備事業費</td><td rowspan="4">千円
266,242</td><td rowspan="2">前年度末までの支出（見込）額</td><td></td><td>千円
－</td><td rowspan="3">特定財源</td><td>国庫支出金</td><td>千円
－</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>県　　債</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">当該年度以降の支出予定額</td><td rowspan="2">平成28年度
～
平成29年度</td><td rowspan="2">266,242</td><td>そ の 他</td><td>266,242</td></tr>
<tr><td colspan="2">繰越金</td><td>－</td></tr>
</table>

専決処分について承認を求めること

平成28年度神奈川県水道事業会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成28年度神奈川県水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　平成28年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　平成28年度神奈川県水道事業会計予算第５条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
原水及び浄水費	平成28年度から平成29年度まで	44,421
原水及び浄水設備整備費	平成28年度から平成29年度まで	44,570
耐震化事業費	平成28年度から平成29年度まで	431,748
配水管網再構築事業費	平成28年度から平成29年度まで	56,615
老朽配水管リフレッシュ事業費	平成28年度から平成29年度まで	1,457,242
その他の配水設備整備事業費	平成28年度から平成29年度まで	53,803
業務設備整備費	平成28年度から平成29年度まで	42,077
大口径老朽管リフレッシュ事業費	平成28年度から平成29年度まで	261,228

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の追加について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参　考

債務負担行為に関する調書

（追　　加）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　　間	金　額	期　　間	金　額	企業債	長期借入金	自己資金
原水及び浄水費	千円 44,421		千円 —	平成28年度～平成29年度	千円 44,421	千円 —	千円 —	千円 44,421
原水及び浄水設備整備費	44,570		—	平成28年度～平成29年度	44,570	—	29,000	15,570
耐震化事業費	431,748		—	平成28年度～平成29年度	431,748	—	283,000	148,748
配水管網再構築事業費	56,615		—	平成28年度～平成29年度	56,615	—	37,000	19,615
老朽配水管リフレッシュ事業費	1,457,242		—	平成28年度～平成29年度	1,457,242	971,000	—	486,242
その他の配水設備整備事業費	53,803		—	平成28年度～平成29年度	53,803	—	35,000	18,803
業務設備整備費	42,077		—	平成28年度～平成29年度	42,077	—	27,000	15,077
大口径老朽管リフレッシュ事業費	261,228		—	平成28年度～平成29年度	261,228	—	171,000	90,228

専決処分について承認を求めること

平成28年度神奈川県電気事業会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成28年度神奈川県電気事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　平成28年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　平成28年度神奈川県電気事業会計予算第６条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
水力発電設備整備費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 164,297

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の追加について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参　考

債務負担行為に関する調書

（追　　加）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　　間	金　額	期　　間	金　額	企業債	長期借入金	自己資金
水力発電設備整備費	千円 164,297		千円 —	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 164,297	千円 —	千円 —	千円 164,297